



## 飯塚市産業振興ビジョン2018-2022 全体イメージと要点

福岡県飯塚市 2017年11月

## 本資料の構成

本資料は、最終的に策定する「飯塚市産業振興ビジョン2018-2022」の目次(案)の大項目に沿っ て、同ビジョンの全体像と各項目の要点をご説明差し上げるものです。

## 飯塚市産業振興ビジョン 目次(案)

- I 産業振興ビジョンの策定にあたって・・・P3 IV 飯塚市の産業振興の目指す姿・・・P6
  - 1 ビジョン策定の策定経緯
  - 2 ビジョンの位置づけ
  - 3 計画期間
  - 4 ビジョンで取り扱う産業分野
- Ⅱ 飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017の 達成状況···P4
  - 1 基本方針
  - 2 施策の柱と基本施策
  - 3 施策の実施状況
  - 4 目標値の達成状況
- Ⅲ 飯塚市を取り巻く現状と課題・・・P6
  - 1 社会経済・産業の潮流
  - 2 本市の現状
    - (1) 本市の人口
    - (2) 本市の産業の現状
    - (3) 本市の産業の強み
    - (4) 本市の産業の弱み
  - 3 本市の産業の課題
    - (1) 本市を取り巻く外部要因
    - (2) 市内中小企業等が抱える課題
    - (3) 本市の産業の課題

- 1 産業振興の基本的な考え方
- 2 目指す姿(産業振興の基本目標)
- ▼ 施策の方向性・・・P7
  - 1 施策の体系
  - 2 施策の内容
  - 3 重点プロジェクト
  - 4 目標指標

#### Ⅵ 産業振興ビジョンの推進・・・P11

- 1 5か年計画全体像
- 2 アクションプラン
- 3 ビジョンの推進体制
  - (1)飯塚市の役割
  - (2) 関係者の役割
  - (3) 産業支援体制
- 4 進捗管理

#### 参考資料及び用語集

- 1 用語集
- 2 市内企業等アンケート調査結果
- 3 市内企業等ヒアリング調査結果

## I 産業振興ビジョンの策定にあたって

## 産業振興ビジョンの策定経緯

飯塚市は、石炭産業の斜陽化後、石炭に代わる新たな産業創出に向けて、大学及び研究機関の誘致を進め、当時、人口比で県内一の理工系学生及び研究者の集積を誇る学園都市を形成してまいりました。また、これらの優秀な人材や知的資産をベンチャーの起業など新たな産業創出へと結びつけるため、拠点施設などハード面やソフト面の施策を進めた時期である2002年(平成14年)に、新産業創出の目指すべき方向性・産学官連携・ベンチャー支援などに対する課題整理と対応策の検討など、本市における新産業創出の長期的な展望を描くと共に、その実現に向けた仕組み作りの進め方などを示した「トライバレー構想」を策定いたしました。具体的には、2003年度(平成15年度)から、5年間を1つのステージとして「e-ZUKAトライバレー構想 第1ステージ」を策定し、2008年度からは第2ステージを開始し、2013年度からは第3ステージとして「飯塚市新産業創出ビジョン」を策定し、経済施策を進めてまいりました。

これら施策は一定の成果を収めつつも、創業・起業数の増加、技術革新や新規事業の立上げ、事業拡大等を実施する企業の増加、企業力の向上、市内大学生などの人材流出防止といった面において課題を抱えている状況にあります。

このような状況のもと、「e-ZUKAトライバレー構想」の流れを汲みつつも、包括的な産業振興を実現すべく、「飯塚市産業振興ビジョン」を策定する運びとなりました。

## 産業振興ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、2016年(平成28年)4月1日に施行された飯塚市中小企業振興基本条例に基づき審議・提案・策定する総合的な産業振興計画です。同条例では、中小企業振興にあたって「市、中小企業者等、関係団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民が連携し、協力の下に取り組まれること」が期待されています。また、本ビジョンは、e-ZUKAトライバレー構想(2003年度 - 2017年度)の流れを汲みつつも、その他産業セクターも包括しており、同時に、本市が目指すまちづくりの最上位計画である第2次飯塚市総合計画(2017年度 - 2026年度)の政策分野の1つである「地域経済」に基づく産業政策として位置付けられます。

#### 第2次飯塚市総合計画

(2017年度 - 2026年度)

政策分野「地域経済」に基づく産業政策

**飯塚市産業振興ビジョン** 2018年度 - 2022年度

飯塚市の産業振興に係る後継施策

e-ZUKAトライバレー構想

(2003年度 - 2017年度)

- 産業振興施策の審議・提案・策定
- 市、中小企業者等、関係団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民の連携

#### 飯塚市中小企業振興基本条例

(2016年4月1日施行)

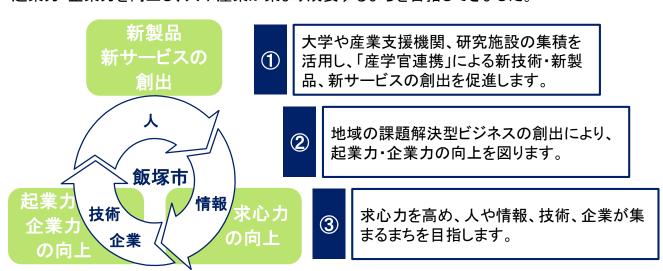
## 計画期間

本ビジョンの計画期間は、e-ZUKAトライバレー構想の各ステージの期間(5年区切り)に合わせて、2018年度から2022年度までの5年間とします。

## Ⅱ 飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017の達成状況(1/2)

#### 基本方針

飯塚市のe-ZUKAトライバレー構想も第3ステージに入り、新産業創出ビジョン(2013~2017)では目指す姿を「人と産業が集まり成長するまち」とし、3つの施策方針を掲げました。これは市内の大学や企業が周辺地域と積極的に連携し、人材・情報・技術・企業が集積することで、「産学官連携」による新技術・新製品・新サービスの開発や地域社会に貢献する課題解決型ビジネスの創出により起業力・企業力を向上し、人や産業が集まり成長するまちを目指してきました。



## 施策の柱と基本施策

目指す姿の実現に向け以下の4つの大きな柱に加えて重点プロジェクトとして「医工学連携の推進」が設定されました。また、それぞれの柱を達成するための基本施策が掲げられ、これらに沿った施策を実行してきました。

【施策の柱】	【基本施策】
1. 地域企業のイノベーション促進	(1)産学官交流の充実 (2)新産業創出支援 (3)産学官金連携による支援強化
2. 課題解決型ビジネスの創出	(1)地域の課題解決ワークショップの開催支援 (2)飯塚型創業支援 (3)技術者交流コミュニティの形成支援
3. 企業のニーズに応じた支援体制の強化	(1)企業からの提案型助成の創設 (2)販路開拓支援 (3)専門アドバイザー・コンサルタントによる支援 (4)資金調達支援
4. 人材・技術・情報の集積	(1)インターンシップの推進 (2)地域における人材定着促進 (3)各種学会等開催支援 (4)情報発信の強化

## 重点プロジェクト②医工学連携の推進

## Ⅱ 飯塚市新産業創出ビジョン2013~2017の達成状況(2/2)

## 施策の実施状況

施策の柱		施策	関係機関	2013		実施期 2015	間 2016
	1-1.	産学官交流研究会(ニーズ会)	飯塚市、飯塚研究開発機構、嘉飯桂 産業振興協議会	<b>—</b>			-
	1-2.	自動車関連産業の振興及び参入支援	飯塚市、その他	<b>(</b>			-
	1-3.	新技術·新製品開発補助金	飯塚市	<del></del>			<b></b>
1 WHO#0/	1-4.	研究開発支援事業(公益財団法人飯塚研究開発事業)< 実用化可能性調査研究支援事業>	飯塚研究開発機構	<del></del>			-
1. 地域企業のイ ノベーション促進	1-5.	研究開発支援事業(公益財団法人飯塚研究開発事業)< 実用化研究開発支援事業>	飯塚研究開発機構	<del></del>			<b>-&gt;</b>
	1-6.	研究開発支援事業(公益財団法人飯塚研究開発事業)<製品試作補助金事業>	飯塚研究開発機構				<b>+</b>
	1-7.	ベンチャー企業研究開発・販路開拓支援事業	飯塚市		<b>*</b>		
	1-8.	中小企業ものづくり連携支援事業(ものづくりラボラトリー含む)	飯塚市			<b>—</b>	<b></b>
	1-9.	産官学金連携による支援強化	飯塚市、その他	<b>*</b>			
	2-1.	地域の課題解決ワークショップの開催支援(e-ZUKA Tech Studio)	飯塚市	<b>*</b>			
	2-2.	e-ZUKAトライバレーセンター管理運営	飯塚市	<b>←</b>			-
	2-3.	研究開発室使用料等助成	飯塚市、飯塚研究開発機構、福岡ソフ トウェアーセンター	<del></del>			-
	2-4.	チャレンジプロジェクト補助事業(学生のためのビジネスワークショップ含む)	飯塚市	<del></del>		$\rightarrow$	
2. 課題解決型ビ ジネスの創出	2-5.	人材育成事業(起業家養成講座、クリエーティブ人材育成 講座、その他)	飯塚市	<del>-</del>		₩	
	2-6.	<u>創業支援事業計画</u>	飯塚市、福岡ソフトウェアーセンター、飯塚商工会議 所、飯塚市商工会、その他		<del></del>		-
	2-7.	飯塚ズカズカプロジェクト	飯塚市				<b>+</b>
	2-8.	研究e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト	飯塚市、その他	<del></del>			<b>-&gt;</b>
	e-ZUKA Tech Night	飯塚市、その他	<b>—</b>		<b>-</b>		
	3-1.	企業からの提案型助成の創設					
	3-2.	販路開拓支援補助金	飯塚市	<b>(</b>			$\rightarrow$
3. 企業のニーズ こ応じた支援体制	3-3.	新事業創出支援コンサルタントの配置・新産業創出支援 アドバイザーの派遣	飯塚市	<del></del>			$\rightarrow$
の強化	3-4.	産学官連携セミナー(プロジェクトメイキング勉強会)	飯塚市	<b>*</b>			
	3-5.	飯塚よろず経営相談窓口	飯塚市、嘉飯桂産業振興協議会、飯塚商工会 議所、飯塚市商工会				<b>*</b>
	3-6.	女性活躍コミュニティ構築フォーラム	飯塚市、その他				<b>*</b>
	4-1.	インターンシップ推進協議会事業	飯塚研究開発機構、飯塚市、嘉飯桂産業振興協議会、飯塚商工会議 所、飯塚市商工会、その他	+			<b></b>
	4-2.	大学支援補助金	飯塚市	<del> </del>			$\rightarrow$
	4-3.	若者人材地域定着交流事業	飯塚市、その他			<b>*</b>	
4. 人材・技術・情 報の集積	4-4.	地方創生人材育成·定着促進事業	飯塚市、その他				<b>*</b>
TKV未恨	4-5.	学会開催支援事業	飯塚市	<b>—</b>			
	4-6.	大学新入生向け市出張窓口の開設	飯塚市	<b>—</b>			<b> -&gt;</b>
	4-7.	メールマガジン・ホームページからの情報発信	飯塚市	<b>4</b>			
	4-8.	地域魅力発見事業(合同会社説明会含む)	飯塚市	<del></del>			<b>-&gt;</b>
	5-1.	医工学連携の協力推進に関する協定	飯塚市、飯塚研究開発機構、その他	<b>←</b>			<b> </b>
医工学連携の推	5-2.	医療機関連携(飯塚メディコラボ)	飯塚市、その他				<b>+</b>
進(重点プロジェク ト)	5-3.	医療機器ニーズ発表マッチング会	その他、飯塚市				<b>+&gt;</b>
	5-4.	医療関連展示会等への出展	飯塚研究開発機構、飯塚市、その他	<b>—</b>			<b> </b>
	5-5.	新産業創出戦略プロジェクト補助金	飯塚市、飯塚研究開発機構	<del>-</del>			<b> </b>

## 皿 飯塚市を取り巻く現状と課題

飯塚市の2014(平成26)年の市内総生産は3,938億円で、福岡県内の2.17%を占めています。 2012年を底に市内総生産は増加していますが、長期的には減少傾向にあります。本ビジョン策定に あたり実施した事業所実態調査においても、飯塚市内の事業所の経営状況は厳しく、数ある課題の 中でも「人材の確保・育成」が最大のテーマとなることが明らかになりました。このような状況のもと、 飯塚において、人材の確保、定着、そして成長を中心に置いた産業振興施策が必要になると考えら れます。

#### 外部環境

- 少子高齡化
- 人口減少
- 停滞する経済
- 生産拠点の海外移転
- 製品ライフサイクルの短縮化
- 新興国の台頭
- 国際競争の激化、など

#### 飯塚の産業の現状

- 人材の確保・育成が困難
- 販売先確保・開拓が困難
- 価格競争による収益率低下
- 市場縮小による販売減少
- 設備の老朽化・不足
- 後継者不足、など

飯塚の企業の 最大の課題

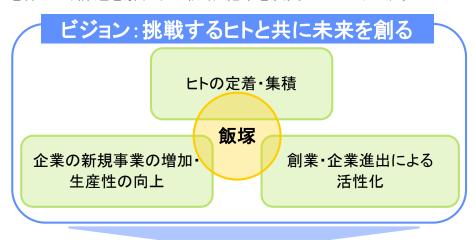


人材の確保・定着 や成長を中心にした産業振興施策が 必要

## IV 飯塚市の産業振興の目指す姿

日本は人口減少局面に突入しており、本ビジョンの計画期間である今後5年間もこれまでの延長線では対応することが困難な社会・経済状況が続くことが想定されます。そのため、飯塚市の企業及び働くヒトにとって、これまでとは違う、新しいことへの挑戦が求められています。

このような状況下、飯塚市は「挑戦するヒトと共に未来を創る」をビジョン(将来像)として掲げ、飯塚市の強みを伸ばし、課題を解決する戦略・施策を展開してまいります。



飯塚の産業全体の成長へ

## V 施策の方向性 (1/4)

#### 産業振興ビジョン全体像

飯塚市は、今後5年間、「挑戦するヒトと共に未来を創る」をビジョンとして掲げ、「ヒトの繋がり・成長を通じた産業振興」という基本方針のもと、3つの戦略をもって産業振興に取り組みます。

## ビジョン:挑戦するヒトと共に未来を創る





#### 戦略1

飯塚の企業、教育機 関、行政などのヒトの つながり・成長を創

- 出・促進します
- ✓ 若年者就労促進
- ✓ 再就労・定着促進
- ✓ 人材育成

# **重**《

企業の成長に 取り組むヒトを 応援

#### 戦略2

飯塚で企業を成長させ ようと頑張るヒトを応援 します

- ✓ 新規事業創出支援
- ✓ 生産性向上支援
- ✓ 事業拡大支援

# 仕事を創るヒトを応援

#### 戦略3

飯塚で新しく仕事を創るヒトを応援します

- ✓ 創業環境整備
- ✓ 起業家育成
- ✓ 企業誘致

これらの戦略に取り組むことで5年後には

## 飯塚の産業の5年後

2022年の飯塚の産業	評価指標(案)	目標数値
飯塚の産業全体が成長してい	飯塚市内の法人税納付額	
る(本ビジョンの目的に対応)	飯塚市内の法人税納付企業数	
	飯塚市内の1事業者当たり法人税納付額	
ヒトが飯塚に定着・集積するよ	飯塚市内高校生・大学生の域内就職率	近年のトレンド・将
うになっている(戦略1に対応)	飯塚市内の求人数に対する就労者数の割合	来予測に基づき目
新規事業が増加し、生産性が	プロジェクト創出件数(総合計画と同様)	標数値を設定する
向上している(戦略2に対応)	生産性向上支援件数	
創業・企業進出が増加してい	創業件数(創業支援事業計画数)	
る(戦略3に対応)	企業誘致等支援数(総合計画と同様)	

## V 施策の方向性(2/4)

## 戦略1 飯塚を担うヒトの繋がり・成長を促進

## 戦略の概要

「戦略1 飯塚を担うヒトの繋がり・成長を促進」では、飯塚市内の企業と大学生・高校生、働きたい女性や高齢者などの繋がり(=就労・定着)を創出・促進するための施策を実施します。また、域内での就職を促進するためにキャリア教育やIT教育、国際経済交流などによる人材育成にも取り組みます。施策例は下表の通りです。

施策(大項目)	施策例
1-1. 若年者就労促進	学生と企業のマッチング推進(就活カフェ、インターン、合同説明会等)、学生・若年層の早期離職の防止(人事担当者向け研修等)、ワンストップサービスセンターによる就労相談など
1-2. 再就労・定着促進	女性、高齢者、障がい者の就労促進(合同会社説明会等)、 即戦力人材の活用推進(イベント等)など
1-3. 人材育成	大学生・中高生向けキャリア教育(地元企業の出前授業等)、 IT教育、国際経済交流など

#### 飯塚における本戦略の必要性と効果

飯塚市は、企業における人材不足を引き起こす顕著な例として、大学が集積しているという地域的な優位性があるにもかかわらず、現状9割超の大学生が飯塚市外に流出するという課題があります。また、高校生も卒業時に約8割が嘉飯桂地域外に流出しています(下図参照)。

卒業後に飯塚市から出ていく学生を減少させ、飯塚市内の企業に就職を促すことができるのであれば、企業の人材採用面の課題解決に繋がります。併せて、中高生から高齢者まで、ライフステージに応じた、「ヒト」に関する施策に包括的に取り組むことで、飯塚市産業の最大の課題である「人材の確保・育成」を改善することが期待されます。





※高校生就職状況は飯塚市、嘉麻市、桂川町の合計値 から算出している

飯塚市調査

## 本戦略の数値目標

# 2022年の飯塚の産業 評価指標(案) 目標数値 ヒトが飯塚に定着・集積するようになっている 飯塚市内高校生・大学生の域内就職率 近年のトレンド・将来予測に基づき目標数値を設定する

## V 施策の方向性 (3/4)

## 戦略2 企業の成長に取り組むヒトを応援

#### 戦略の概要

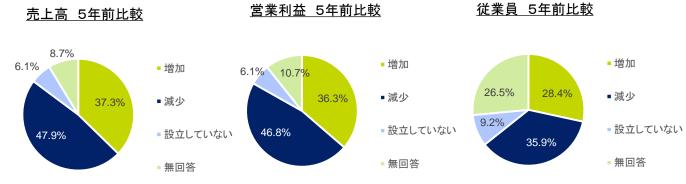
「戦略2 企業の成長に取り組むヒトを応援」では、飯塚市内で企業の成長に取り組む方々を応援するための施策を実施します。飯塚市内の企業の成長を促進すべく、特に、新規事業の創出、人材不足に対応する設備などの高度化等、事業拡大に関する支援に重点的に取り組みます。施策例は下表の通りです。

施策(大項目)	施策例
2-1. 新規事業創出支援	新技術・新製品開発支援(専門家派遣、資金支援等)、産学 官連携による研究開発推進(専門家派遣、資金支援等)など
2-2. 生産性向上支援	設備投資向け資金支援、IT導入支援(IT企業と他産業[農業・商業・サービス業含む。]のマッチング等)など
2-3. 事業拡大支援	国内外販路開拓支援(販路開拓支援補助金、展示会出展支援 等)、経営相談(資金調達支援等)など

## 飯塚における本戦略の必要性と効果

飯塚市事業所実態調査によると、下図の通り「売上高」「営業利益」ともに5年前と比較して半数近くの企業が減少傾向にあり、企業の収益性が低下している状況となっています。今後もこれまでの延長線では対応することが困難な社会・経済状況が続くことが想定されるため、新しい事業に挑戦する人、既存の方法を変える人、積極的に事業を拡大する人を支援する戦略が必要とされています。

上記の戦略を通して、飯塚市内に新規事業を創出し、生産性を向上し、事業の拡大を促進することで、飯塚市内の企業の売上や収益を改善するとともに、これら魅力的な企業が人材を惹きつけて 更なる事業拡大につながるような好循環を生むことが期待されています。



アンケート結果より抜粋

## 本戦略の数値目標

2022年の飯塚の産業	評価指標(案)	目標数値
新規事業が増加し、生産性が	プロジェクト創出件数(総合計画と同様)	近年のトレンド・将来予測に基づき日標数値を
向上している	生産性向上支援件数	設定する

## V 施策の方向性 (4/4)

## 戦略3 仕事を創るヒトを応援

#### 戦略の概要

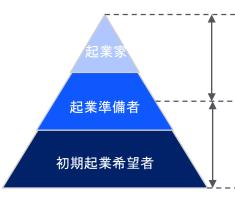
「戦略3 仕事を創るヒトを応援」では、飯塚市で起業を促すこと、事業所を誘致することで市内経済の活性化を図るための施策を実施します。このような飯塚市内の経済活性化を促進すべく、特に、創業環境整備、起業家育成、企業誘致に重点的に取り組みます。施策例は下表の通りです。

施策(大項目)	施策例
3-1. 創業環境整備	創業支援制度の構築(資金支援等)、ワンストップ窓口の設 置(行政手続き簡素化等)など
3-2. 起業家育成	技術者交流コミュニティの形成支援(アプリコンテスト、技術者交流会等)、起業家教育(若年層、女性、農業者)など
3-3. 企業誘致	企業誘致のためのインセンティブ設定(資金支援・税控除 等)、首都圏での企業誘致活動実施(セミナー開催等)など

#### 飯塚における本戦略の必要性と効果

飯塚市事業所実態調査によると、設立からの年数が短い企業のほうが「売上高」「営業利益」ともに5年前と比較して増加傾向にあり、新しい企業によって地域経済が活性化されることが想定されます。この成長力を飯塚の産業振興に取り込むべく、下図のように起業する人を増やし、起業する環境をハード面・ソフト面で整備し、成長性の高い企業を誘致する戦略が必要とされています。

上記の戦略を通して、飯塚市内の産業全体の成長力を高めるとともに、これら企業が人材を惹きつけて更なる成長につながるような好循環を生むことが期待されています。



②起業希望者が起業家になりやすい環境を整備するための取組 起業時に感じる不安を減らし、直面する課題をサポートすること で、起業を実現しやすい環境を作り出す。

①起業希望者を増やすための取組 起業を意識するきっかけを増やし、起業に向けた一歩を踏み出し やすい社会環境を醸成する。

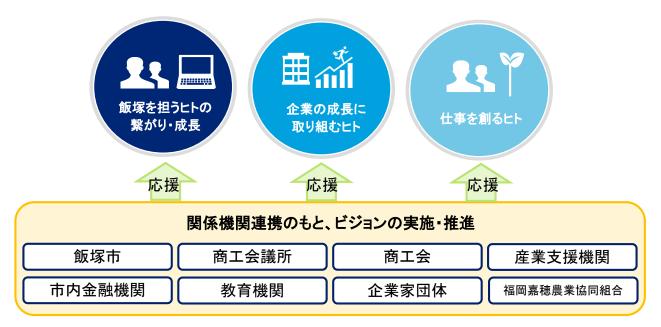
## 本戦略の数値目標

2022年の飯塚の産業	評価指標(案)	目標数値
創業・企業進出が増加してい	創業件数(創業支援事業計画数)	近年のトレンド・将来予
る	企業誘致等支援数(総合計画と同様)	測に基づき目標数値を 設定する

## VI 産業振興ビジョンの推進 (1/2)

#### 実施体制全体像

飯塚市産業振興ビジョンは、飯塚市中小企業振興基本条例の基本理念に則って、下図のように、 行政、企業、関係団体、金融機関、教育機関等の連携のもと実施・推進されます。



上記実施体制全体像に基づく、各関係機関の役割は以下の通りです。

関係機関	区分	役割(案)
飯塚市	行政	<ul><li>産業振興施策の実施、進捗管理</li><li>国、県、関係機関との協力体制構築</li></ul>
(株)福岡ソフトウェアセンター	産業支援機関	IT教育、IT導入支援、創業環境整備、技術者交流コミュニ ティの形成支援など
(公財)飯塚研究開発機構	産業支援機関	学生・企業マッチング推進、生産性向上支援など
市内金融機関	金融機関	新規事業・生産性向上・起業家向け融資など
飯塚商工会議所	関係団体	人材育成、新規事業創出支援、生産性向上支援、事業拡 大支援、創業環境整備、起業家育成など
飯塚市商工会	関係団体	人材育成、新規事業創出支援、生産性向上支援、事業拡 大支援、創業環境整備、起業家育成など
企業家団体	関係団体	コミュニティの形成、人材育成、新規事業創出、生産性 向上、事業拡大など
福岡嘉穂農業協同組合	関係団体	生産性向上支援など
大学(九州工業大学、近畿 大学、近畿短期大学)	教育機関	若年者就労促進、人材育成、起業家育成、新規事業創出支 援など

## VI 産業振興ビジョンの推進 (2/2)

## ワーキンググループ

飯塚市産業振興ビジョンの実施・推進のため、戦略ごとに、関係機関で構成されるワーキンググループを設置します。

#### ワーキンググループの目的と役割:

ワーキンググループを設置することで、飯塚市産業振興ビジョンの各戦略の実施・推進を担う関係機関を明確にし、ビジョンの実行性を高めます。ワーキンググループは、担当する戦略の施策実施にあたり関係機関間の協力・調整、並びに進捗管理を担います。なお、各ワーキンググループは、各戦略の進捗を飯塚市中小企業振興円卓会議にて報告します。







飯塚市中小企業振興円卓会議 オブザーバー

## 企業ヒアリング及びアンケート結果概要

## 企業アンケートサマリー

飯塚市内の全事業者に発送し、企業アンケートを実施した。

内容	①発送件数	②宛先不明	3=1-2	④回収件数	4/3
企業アンケート	4,635件	797件	3,838件	678件	17.66%

#### 業種別課題について

課題	製∙造業	商業	農業 (六次化)	建設業	IT	備考
人材面						
業務対応可能な人材の不足	0	0	0	0	0	
高度人材が不足している	0	0	0	0	0	
販路面	1					
市の人口が減少しており、 市内売上が厳しい状況であ る	0	0	0	0	0	
市外への販路拡大に苦戦し ている	0	0	0	0	0	
事業承継						
後継者がおらず、事業承継 が課題	0	0	0	0	Δ	
従業員の高齢化が進んでおり、若手人材への技術承継 が進まない	0	Δ	0	0	Δ	
設備						
設備老朽化•不足	0	Δ	Δ	Δ	0	
新規事業						
新規事業の推進が課題	0	0	0	Δ	0	
資金調達						
運転資金・設備投資目的の 資金調達が課題	0	0	0	0	0	

※◎○△の区分について

◎:アンケート結果が30%以上 ○:アンケート結果が10%以上~30%未満 △:アンケート結果が10%未満

飯塚市内の事業者50社ヒアリングを実施した。

内容	合計	製造業	商業	農業(六次化)	建設業	ΙΤ	その他
企業ヒアリング	50社	11社	12社	4社	3社	6社	14社

## 企業ヒアリングにて把握した課題

区分	内容
	高校生・大学生に対する知名度が低いことから、学生の採用をすることが難しい。
	人材採用は未経験者の中途採用をしているが、新規事業を企画・担当する等の優秀な人材 が確保できない。
人材	飯塚市内ではアルバイト採用もかなり厳しい状況が続いている。
(採用•育成)	エリアビジネスで安定しているものの域内での事業は頭打ちであり、営業マンの質の向上が 課題となっている。
	現在売り手市場も影響し、高卒・大卒採用が課題となっている。
	飯塚市内又は市外の大卒採用を進めたいが、中小企業では大学生の採用は難しいのが現 状である。
	飯塚市は人口減少が予測されており、今後市場が減少することから、域外への展開を行っているものの、他地域展開に苦労している。
販路開拓	店舗を構えているが、ほとんどは固定客への販売となっている。 固定客が高齢となっており、今後の販売に不安がある
	企業としての発信力が課題であり、新規顧客の囲い込みが難しい。
	後継者がおらず(育っておらず)、事業承継が難しい。
事業承継	従業員の高齢化が進んでおり、技術の伝承を進めたいが、若い人材がおらず技術承継が 進まない。
	人口減少等の影響により、今後さらに顧客は減少する為、新たなビジネスが必要であると感 じている。
新規事業	新規事業を進めたいが、新規事業を担える人材がおらず新規事業に着手できない。
	新規事業の必要性は感じているものの、どういった新規事業を進めてよいか分からない。
	人材採用が困難であるため、業務効率化のために業務のIT化を進めないといけないと感じている。
その他	設備が老朽化しており、今後設備投資を行う必要がある。
	飯塚市内で本社移転を考えているが、立地が見つからない。
	物流コストが増加しており、経営を圧迫している。

## 飯塚市内にて事業を実施するメリット

区分	内容
1 d. 1 - 12 kd.	人の入れ替わりがほとんどなく、 地域密着という観点ではビジネスがやりやすい環境にはある。
地域性	経済が市内で循環しており、スモールビジネスとしては事業を継続しやすい。
	人的ネットワークからの受注があり、地域に根付くと事業はやり易い。
	九州工業大学発ベンチャーとしては、九州工業大学は優秀な教授も多く、レベルの高い研究も多い。飯塚市に九州工業大学があるということはかなり優位性がある。
大学	九州工業大学と連携を深めており、エンジニア人材の採用は進めやすい。
	学生が多く、特に大学生とのコラボレーションが図りやすい。
行政	補助金含めて行政の企業支援は充実している。
立地	福岡県内はすべて1時間程度で移動できるため、立地条件はいいと考えている。
<u>.,</u> , , ,	福岡と北九州の間にあり、立地的にメリットが享受できる
III	飯塚市内で事業をするメリットを感じない。
その他	学生時代は関東圏にて過ごしたことにより、飯塚市の住環境の良さに気づいた。 インフラ環境についても特に不便ではないと感じている。

## 飯塚市内にて事業を実施するデメリット

区分	内容
人材	能力の高い人材の採用が難しい。
	若い人材が集まりにくくなっており、高齢者しか応募がない。
市場	市内人口減少が大きな課題であり、市内で事業を継続するのは難しいと感じる。
1 1 7廻	域内は営業先が限られており、高齢化に伴い消費量も減少している。
行政	商工会とはよくコミュニケーションをとるが、行政とコミュニケーションを取ることはほとんどない。
1115	農業関連の施策が手厚くない。
立地	東京、大阪等へのアクセスがよくない。
7 0 114	田川・飯塚のイメージが悪い、イメージアップが必要であり、市のブランディングが必要。
その他	業界情報(最新トレンド等)が入りにくい。

## 産学官連携に関する要望・課題

区分	内容
	大学・教授がどういったことをできるのか分からない。
大学	大学側は論文のための開発スタンスなので商品化までつながりにくい。
	相談窓口が分からず、大学と連携するにもどこに話を持っていったらいいか分からない。
	堅苦しくなく垣根のないコミュニティーの場作りが欲しい。
行政	産学官連携という取組があるのは知っているが、具体的に何をやっているのか分からない。 情報発信を工夫して欲しい。
	どのように大学と一緒に取り組んで良いのかわからない。
民間	製品は産学官連携にて完成したが売る力がなかった。
	大学とコミュニケーションを取れないのは企業側の努力も足りないことも影響している。
	大学との連携に特にメリットを感じない。
その他	産学官交流会はあるものの、企業だけの参加で、特に大学側は交流会にほとんど参加していない。大学が非常に遠い存在に感じる。

## 行政に対する要望・課題

区分	内容
	補助金申請期間がタイトであり、スケジュール等の慣習を知らない企業では補助金を申請することは非常に厳しいと感じる。
補助金	補助金資料作成がかなり煩雑。もう少し簡略化しないと小規模事業者では申請することが難しい。
	商店街に対する補助ばかりで、商店街エリア外の支援を検討頂きたい。 また、どのような補助金制度があるのか知らないので、しっかりと周知してほしい。
i≠≠2 ≪ /=	HPに情報を掲載するだけでなく、補助金、セミナー等の情報発信方法を工夫して欲しい。
情報発信	公的支援情報のプラットフォームをつくってほしい。
	展示会補助金は非常に有益である為、今後も継続して欲しい。
支援内容	新しい事業に取組む企業への支援内容を検討して欲しい。
	IoT等のトレンド情報を収集できるような仕組作りが欲しい。
	トライアル発注制度を整備して欲しい。
その他	商店街の魅力がない、活性化が必要。
	商店街がシャッター通りとなっている。貸テナントなど安く貸せる施策など検討してほしい

## 産業振興の方向性について

区分	内容
	道の駅(農産物・食・お菓子)など観光を含めた飯塚市のブランド化が必要。
産業	域内の産品の良さを域外にアピールする地域商社のような仕組みが必要。
	観光に力を入れ、インバウンド顧客の集客に取り組んでほしい。
人材	飯塚市は人材不足が一番の課題。 人材が確保できるような産業振興を進めるのがいいと考えている。
<u></u> ∧1⁄1	市内人口減少及び人材不足を止めることは困難な為、外国人労働者を増やす施策等に取り組んで欲しい。
民間	民間経営者も事業を伸ばすような目線を上げることが必要なのではないか。 市内企業の経営者の目線が上がらないと産業振興は考えにくい。
民间	成長企業をいくつ作るかが大事であり、成長企業を作らなければ現在のように仕事もなく、 雇用も生まない。
十世	大学の立地は飯塚市の強みなので、もっと大学の活用は力を入れるべき。
大学	大学生が市内に定住するような産業振興を検討するべき。
創業	創業を推進し、資金やハード、地域の協力が得られるような街を目指して欲しい。
<b>心</b>	大学から起業できる環境整備に力を入れて欲しい。
	高齢者への投資ではなく、未来を作っていく若い人たちへの投資をしたほうがいいのではないか。
	教育環境を改善しなければ、飯塚市に居住する人が増えないため、教育環境改善に力を入れて欲しい。
	商店街への店舗貸出など市が頑張りたい人へ提供できる仕組みなどを検討してほしい。
その他	域内の大学生・企業・大学教授・一般市民が交流できる場を提供して欲しい。
	人・企業を集めるために、大きなビジョンを掲げ、飯塚市をより魅力的なものにして欲しい。
	チャレンジできる体制の構築やメリハリのある施策を希望する。
	地域で消費するものは地域で生産する、地域が主役となる地消地産の経済活動が実施できるような仕組みの構築を検討して欲しい。

経済建設委員会提出資料 平成29年11月24日

# 飯塚市空家等対策計画 (素案)

平成29年11月

飯塚市

## 飯塚市空家等対策計画 (素案)

## 目 次(構成案)

第1章 空家等対策計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •	•	•	 1
1. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 1
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 2
4. 対象地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 2
5. 対象とする空家等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 2
第2章 本市の人口と空家等の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 3
1. 人口·世帯·······				 3
2. 空家等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 5
3. 空家等における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 11
第3章 空家等対策に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 •			 13
1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 13
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 13
3. 対策の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 14
(1)所有者等の意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・				 14
(2)地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み・・・・				 14
(3)特定空家等の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 14
(4)住民からの相談に対する取り組み・・・・・・・・・				 14
第4章 空家等対策の具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 15
1. 空家等の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 15
(1)調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 15
(2)実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 15
(3)空家等情報のデータベース化・・・・・・・・・・・				 15
(4) 所有者等が特定できない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 16
2. 空家等の適切な管理の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 17
(1)所有者等の意識の啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 17
(2)相談体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				 17

3.	空家	『等及び跡地の活用の促進・・・・・・・			•	•				•	18
	(1)	地域住民からの要望による活用・・・・									18
	(2)	利活用可能な空家及び跡地の情報提供・									18
	(3)	補助金の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			•				•	19
	(4)	地域に応じた柔軟な対応の検討・・・・	•			•				•	19
	(5)	関係法令等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									19
4.	特定	空家等に対する措置等及びその他の対処									20
	(1)	現地確認と所有者等の調査・・・・・・									20
	(2)	特定空家等の認定・・・・・・・・									20
	(3)	措置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									20
	(4)	措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									21
	(5)	その他の対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									23
5.	空家	『等対策の実施体制・・・・・・・・									23
	(1)	庁内の組織体制及び役割・・・・・・									23
	(2)	空家等対策協議会・・・・・・・・									24
	(3)	関係機関等との連携・・・・・・・・									24
6.	住民	等からの空家等に関する相談への対応・									25
7.	その	)他空家等対策の実施に関し必要な事項・									26
	(1)	地域での空家等対策の検討と情報の共有									26
	(2)	他法令との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									26
	(3)	計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									26

## 第1章 空家等対策計画の趣旨

## 1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきています。本市においても、11,950件(平成25年住宅・土地統計調査)の空家があり、前回調査から1.5%増加しており、今後も空家は増加すると考えられる。空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観等に問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「法」という。)を施行し、また福岡県は、この法施行に併せて「福岡県空家対策連絡協議会」(以下、「県協議会」という。)を平成27年3月に設立し、県、県内全市町村及び関係団体が一体となって空家等の対策を総合的に推進していくとしています。

## 2. 計画の位置づけ

この「飯塚市空家等対策計画」(以下、「空家等対策計画」という。)は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。したがって、本市の空家等対策の基礎となるものです。

なお、計画の推進にあたっては、第2次飯塚市総合計画や飯塚市まち・ひと・しごと創生総合 戦略、飯塚市都市計画マスタープラン等に定めている空家関連施策との整合性を図るものとし ます。

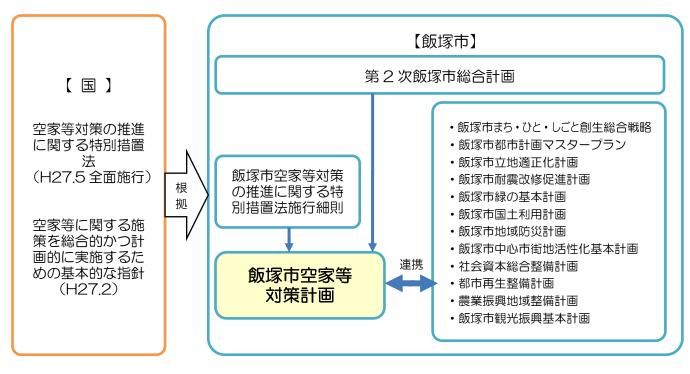


図 計画の位置づけ

#### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、<u>平成30年度</u>から<u>平成34年度</u>までの<u>5年間</u>とし、社会情勢や本市における空家等の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直していくものとします。

## 4. 対象地区

本計画の対象地区は飯塚市内全域とします。

## 5. 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、一戸建ての住宅及び併用住宅及び法第2条第2項に規定された「特定空家等」とし、活用促進の観点からその跡地(空地)についても対象とします。

#### ○空家等(法より抜粋)

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが 常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)をいう。ただ し、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 〇特定空家等(法より抜粋)

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※旧炭鉱住宅の様な一部居住の長屋形式の住居については、対象外

## 第2章 本市の人口と空家等の現状

## 1. 人口・世帯

## (1) 人口の推移及び将来の見通し

- 本市の人口は、平成7年以降減少傾向にあります。平成27年国勢調査速報値では129,146人となっており、ピークの平成7年(140,463人)から8.1%減少しています。
- ・国立社会保障・人口問題研究所公表による推計によると、平成52年には、本市の人口は 104,962人まで減少し、高齢化率は34.2%に達すると予測されています。



図 人口の推移及び将来の見通し

資料: H27までの人口(実績値)は国勢調査、H32年以降(推計値)は、国立社会保障・人口問題研究所公表の日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

## (2)世帯数の推移

- ・人口減少に歯止めがかからない中で、本市の過去45年間の世帯数の推移をみると、平成27年まで増加を続けています。
- ・本市は平成7年をピークに人口減少が続いていますが、世帯数は、高齢化による単身世帯の増加や核家族化等の進行により世帯規模が縮小し、依然として増加傾向が続いています。



## (3) 高齢者がいる世帯数の推移

- 人口減少と高齢化の進行にあわせて、高齢者がいる世帯数は年々増加しています。
- ・特に高齢者の単身世帯は、平成7年から27年の20年間で約2倍に増加しており、高齢者のいる世帯の約1/3を占めています。

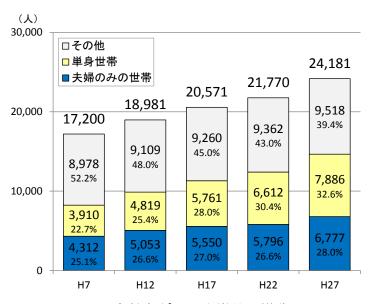


図 高齢者がいる世帯数の推移

資料: 国勢調査

## 2. 空家等の現状

## (1) 住宅・空家の動向(住宅・土地統計調査)

## ①住宅総数と空家数

- 平成25年の住宅・土地統計調査によると、全国には約820万戸の空家があり、空家率は13.5%となっています。5年前と比較すると空家数が約63万戸、空家率は0.4%増加しています。福岡県では空家数が31万6800戸、空家率12.7%となり、5年前と比較すると空家数は7,800戸、空家率は1%減少しています。
- ・本市の平成25年調査では、11,950戸の空家があり、空家率は18.0%となっています。5年前と比較すると空家数1,410戸、空家率は1.5%増加しています。
- ・本市の空家率18.0%(平成25年)は、全国(13.5%)、福岡県(12.7%)よりも高くなっていますが、周辺市との比較では、平均的な空家率となっています。

表 住宅総数と空家数

		平成20年		平成25年					
区分	住宅総数	空き家数	空き家率	住宅総数	空き家数	空き家率			
	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(戸)	(%)			
全国	57, 586, 000	7, 567, 900	13. 1	60, 628, 600	8, 195, 600	13. 5			
福岡県	2, 374, 800	324, 600	13. 7	2, 492, 700	316, 800	12. 7			
飯塚市	63, 740	10, 540	16. 5	66, 380	11, 950	18. 0			

資料:住宅·土地統計調査(H25)

※15 年以前の土地・住宅統計調査結果には、合併前の旧筑穂町、旧庄内町、旧頴田町、旧穂波町は非掲載

表 周辺市との比較(住宅総数、空家)

平成25年	住宅総数	空き家数	空き家率
十八人20年	(戸)	(戸)	(%)
全国	60, 628, 600	8, 195, 600	13. 5
福岡県	2, 492, 700	316, 800	12. 7
飯塚市	66, 380	11, 950	18. 0
宮若市	13, 350	2, 650	19. 9
筑紫野市	45, 200	3, 240	7. 2
嘉麻市	19, 430	3, 440	17. 7
田川市	25, 260	4, 140	16. 4
直方市	26, 620	4, 560	17. 1

資料:住宅•土地統計調查(H25)

#### 【住宅・土地統計調査とは】

- ・我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地の実態を把握するため総務省統計局が5年ごとに行う調査。
- ・全国の世帯の中から、平成25年調査においては、全国で約350万世帯が調査の対象となった。
- ・調査は標本抽出(サンプリング)による統計調査であり、数字は推計値のため、市内の空家の具体的な場所、状態を把握するものではないことに留意する必要がある。
- ※なお、空家の対象は、戸建、共同住宅、別荘等も含めているので、戸建を中心とした実態調査の結果より も多くなる。

## ②住宅の建築時期(全国、県、周辺市との比較)

- 本市の住宅の建築時期として、昭和56年に施行された建築基準法に基づく新耐震基準以前の 老朽化した住宅が32.9%を占めています。
- ・特に多くの住宅が建築された時期は、昭和46~55年が19.8%、昭和56~平成2年が19.9% にとなっており、住宅全体の約4割を占めています。

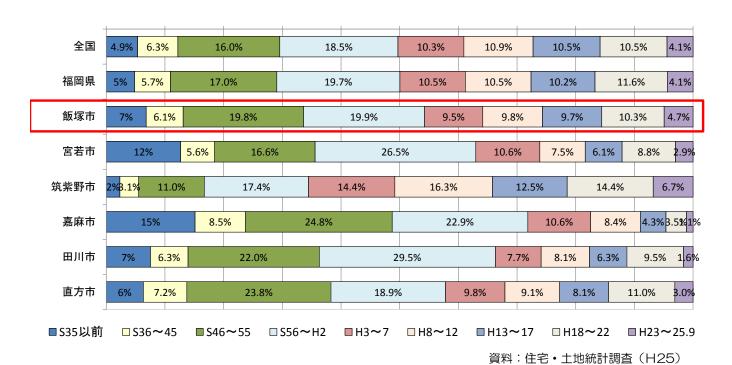
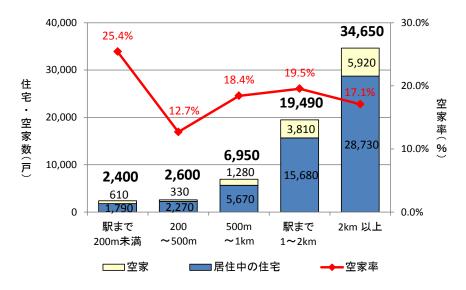


図 住宅の建築時期(全国、県、近隣市との比較)

## ③最寄りの交通機関までの距離別戸数(空家・居住中の住宅)

- ・最寄りの交通機関までの距離別の空家の状況は、駅まで200m未満の住宅の空家率が25.4% と最も高くなっています。
- ・これは、駅周辺の商店街の衰退による空き店舗の増加が影響していることが考えられます。

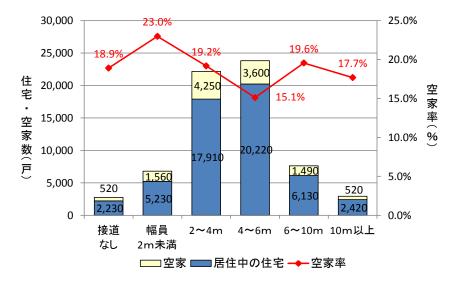


資料:住宅·土地統計調查(H25)

図 最寄りの交通機関までの距離別の空家数、空家率等

## ④接道状況(空家・居住中の住宅)

- 接道状況別の空家率の状況は、「接道なし」や「幅員2m未満」の接道状況が悪い状況では、 空家率が高くなっています。
- これは、建築基準法では、家と道路が「接道なし」では、家を新しく建てられないために空家が多く残り、また、前面道路が「幅員2m未満」では4m以上に拡幅する必要があるため、 狭小地の空家の建て替えが進まないことが原因と考えられます。



資料:住宅·土地統計調查(H25)

図 接道状況別の空家数、空家率等

## (2) 空家の状況 (実態調査) ※平成28年度 飯塚市空家等実態調査より

本市では平成28年度、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策を講じるために、空家等の現状を調査し、基礎資料の整備を行いました。各行政区に空家の状況の報告を依頼し、報告のあった空家と思われる建物について、現地で外観調査を行ったところ、3,486 戸の空家があるという結果になりました。

3,486戸の空家の状況は以下のとおりです。

#### ■空家実態調査結果

No.	現地調査判定	数量(戸)
1	対象外(敷地内の付属家、公共施設)	6,571
2	更地(青空駐車場含む)	1,276
3	居住中(使用中建物、営業中の会社・店舗・工場、倒	8,054
3	壊の恐れのない倉庫・車庫)	0,004
4	建物位置・距離等により確認不可	25
5	確認不可で敷地内への立ち入りを行えば調査可能	20
6	敷地内雑草繁茂により建物確認不可	18
7-1	空家	1,159
7-2	空家(飯塚市判定)	108
8-1	不明(空家判断不可、倒壊の恐れのある倉庫・車庫)	1,913
8-2	不明(飯塚市判定)	306 -
	숨計	19,450

空家総数 3,486

※飯塚市判定: No.4~6のアジア航測判定に対して、飯塚市が再判定したものである。

## ■地区毎の空家調査結果一覧表(単位:戸)

No.	地区	1.対象外	2.更地	3.居住中	4.確認不可 (建物位 置·距離 等)	5.確認不可 (立ち入り を行えば 調査可能)	6.確認不可 (敷地内雑 草繁茂)	7-1.空家	7-2.空家 (飯塚市判 定)	8-1.不明	8-2.不明 (飯塚市判 定)	合計
1	菰田	140	167	565	0	0	0	155	0	49	4	1,080
2	飯塚	132	86	641	0	0	0	13	3	227	35	1,137
3	片島	59	15	125	0	0	0	28	1	2	10	240
4	飯塚東	188	41	292	0	0	0	12	0	156	5	694
5	二瀬	457	111	869	0	5	12	166	2	348	20	1,990
6	鯰田	204	49	312	0	1	0	72	9	102	10	759
7	鎮西	571	85	501	2	1	0	114	3	104	23	1,404
8	立岩	177	47	426	0	0	1	101	5	76	14	847
9	幸袋	627	85	627	8	13	3	95	21	88	24	1,591
10	穂波	1,567	236	2,047	5	0	0	70	18	364	97	4,404
11	筑穂	917	126	673	0	0	0	88	29	246	1	2,080
12	庄内	825	128	489	10	0	1	121	4	97	45	1,720
13	頴田	695	100	499	0	0	1	124	13	54	18	1,504
	合計	6,559	1,276	8,066	25	20	18	1,159	108	1,913	306	19,450

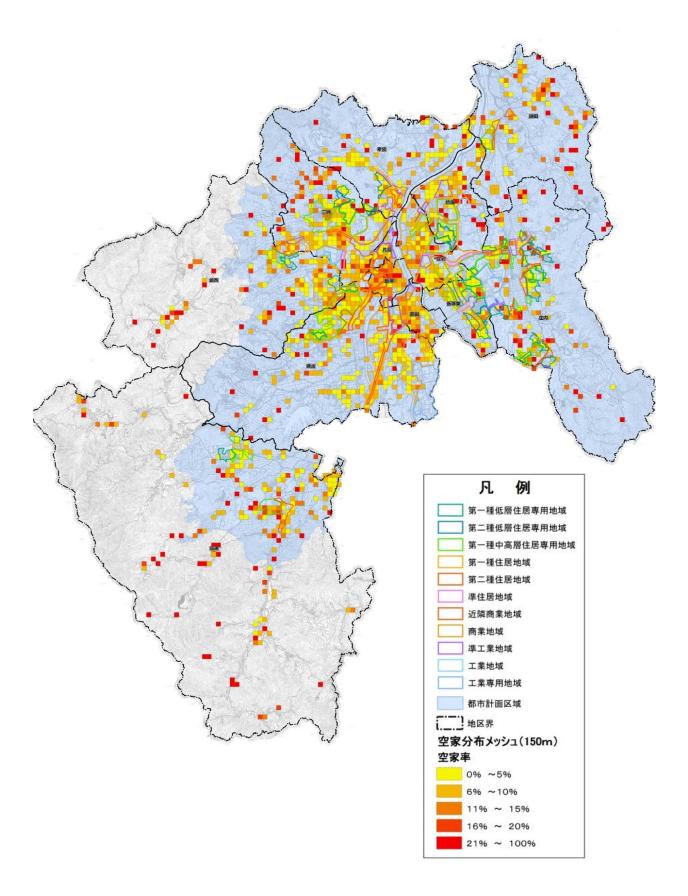


図 空家の分布状況

## 3. 空家等における課題

人口減少や高齢化、核家族化等の進行等により、今後も空家等の増加が見込まれます。特に、 適切な管理が行われていない空家等は、防犯や防災、衛生、景観等の問題を生じさせ、市民生 活に深刻な影響を及ぼす恐れがあるなど、空家等における課題は以下のものが考えられます。

## (1) 所有者としての当事者意識の啓発に関する課題

- あくまで空家は個人の財産であり、所有者が適切に維持管理すべきものです。しかし、空家を 適切に管理していない、活用意向がないなど、空き家に関する問題意識が少ない所有者が多く みられます。
- 適切に相続・登記されていない空家の場合、情報提供や所有者への指導などの対応が困難になることが問題となっています。こうした当事者意識が希薄な人が所有している空家は、長期間にわたって放置されるおそれがあるため、所有者としての当事者意識を啓発するための対策が必要となります。

## (2) 問題解決のための支援や適切な相談先の情報不足の課題

- ・空家等の所有者の悩みとして「空き家の取り壊し費用が足りない」という経済的な問題や「どうしたら良いのか分からない」、「相続などの情報や知識がなく、複雑な権利関係が整理できずに売却や有効活用がうまく進まない」というような情報・知識不足などの問題があげられます。
- このような所有者は、当事者意識が低いわけではないと思われるため、悩みの根源となる問題が解消されれば、空家等の売却や有効活用に踏み込んでもらえる可能性があります。
- ・このため、悩みを抱える空き家等の所有者に対し問題を解決するためには、現在はこれらの支援や情報提供が不足していることから、状況に応じた適切な相談先などの紹介や様々な支援策を提供できる体制の整備が必要です。

## (3) 適切に管理されていない老朽化した空家等に関する課題

- 老朽化した空家等は、家屋の倒壊や部材の飛散による危険性、不特定者の侵入による火災や犯罪の恐れ、草木の繁茂やゴミ等による衛生上の問題など、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・特に本市では、老朽化が進み劣悪な住環境にある旧炭鉱住宅の長屋が数多くの現存しており、 空家となっている適切に管理されていない長屋が増加しています。このような特に危険度の高い空家等については、危険箇所の改修・除却を行い、周辺の安全を確保することが必要です。

## (4) 空家等の活用に向けた課題

- 本市には、適切な管理がされて使用可能な空家等も数多くあることが考えられることから、今後はこのような空家等の活用を促す取組が必要です。
- ・例えば、空家バンクによる物件情報の公表や空家の公的利用など、行政や民間を含めた活用方策を検討することにより、空家等が移住・定住の受け皿の一つとして活用することが期待できます。
- ・空家を除去した跡地については、積極的な再建築や跡地の活用を促すなど、空地として放置されることがないような対策を検討することが重要です。

## (5) 空家等対策の実施に向けた支援制度の充実への課題

- 本市では、空家対策に関する本市の主な支援制度として「飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金」 があり、住宅の改修工事や老朽危険家屋の解体における経費の一部について補助金を交付して います。
- このような空家対策等の支援制度等について、必要とする市民への周知徹底を行うとともに、 国や県の支援制度も含めた空家等対策の実施に向けた制度の充実及び周知が必要です。

## 第3章 空家等対策計画に関する基本的な方針

#### 1. 計画の目的

本市は、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、空家に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家の利活用を推進することにより、地域の活性化を図り、地域の再生につなげていくことを目的とします。

## 2. 基本目標

## (1) 快適な住環境の保全

適切な管理がなされていない空家等は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、地域の活力も失われることにつながります。

空家等の適切な管理を促進するとともに、適切に管理されない空家等の発生を防止することで、快適な住環境の保全を目指します。

## (2) 安全で安心なまちの実現

適切な管理がなされていない空家等は、火災等の防災上の問題や、犯罪の温床となる恐れなど、防犯上の問題も懸念されます。空家等の適切な管理を推進することで、市民が安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

## (3) 空家等を活用した定住の促進

空家等は、活用次第では大きな資産となる可能性を秘めています。空家等の活用を本市への 定住促進につなげる観点から空家等対策に取り組みます。

## 3. 対策の基本方針

## (1) 所有者等の意識の向上

空家がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが大 前提です。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識づけを行うことが重要であり、 また相続、転勤などにより、すべての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らし めることも重要です。このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の 向上を図ります。

## (2)地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、 地域住民の参加のもと民間事業者との連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安 全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

## (3) 特定空家等の取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組んでいきます。

## (4) 住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに、所有者等からの空家等の 利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相 談体制を構築します。

## 第4章 空家等対策の具体的な取り組み

## 1. 空家等の調査

## (1)調査の概要

空家等の対策を総合的に推進するためには、その実態を把握することが重要です。そのため 本市では、平成28年度に空家等の実態調査を行い、空家等の数、位置、老朽の程度など、基礎 資料の整備を行いました。

しかし、空家等は今後も増加を続けることが予想されているため、地域や関係団体との協力 により、新たに発生する空家等や老朽が進行する空家等の情報を更新し、適切な対応を実施す ることができるよう実態を把握する体制を構築します。

また、相談又は苦情があった空家等については、空家等相談受付台帳を作成のうえ、登記情報、固定資産税の課税情報等により所有者等の特定を行います。

## (2) 実態調査

抽出した空家等については、空家の状態等を把握するため、職員又は市長が委任した者(以下「職員等」という。)による現地調査を実施します。

調査は、建物の状況や周辺への影響等について外観目視により行うこととし、必要に応じ近隣住民等からも情報を収集するものとします。

## (3) 空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、 データベースを整備し、情報は関係部局で共有します。また、新たな情報や所有者等に対する 対応の履歴などは随時更新を行います。

整備するデータベースの情報は以下のとおりとします。

- ① 空家等基本情報(所在地、建物種類、階数、構造等)
- ② 現地調査情報(老朽度、周辺への影響、維持管理の状態等)
- ③ 所有者等特定情報(建物所有者等の住所等)
- ④ 適切な管理の促進(助言や指導等の履歴)
- ⑤ その他空家等対策に必要な事項

## (4) 所有者等が特定できない場合

## ①所有者等不明(相続放棄含む)の確認

法定相続各人に対し相続放棄の事実について調査します。

法定相続人全員の相続放棄が確認された場合は、所有者不明の空家等とし、データベースに 登録します。

## ②所有者等所在不明の確認

所有者等の確認にあたっては、主に以下の調査により把握することとし、所有者が死亡されている場合は、法定相続人について調査をし、所有者等の特定に努めます。

これまで登記事項証明書では把握できなかった未登記家屋の所有者、現所有者、納税管理人、 送付先等については、法第10条に基づき固定資産税課税情報を必要な限度において利用し、所 有者が不明の場合には、「財産管理人制度」を活用するなど適切な対応を検討します。

また、所有者等確認のため送付した郵便等が返送された場合は、送付先の市町村に住民票の 閲覧請求を行う等調査を行った後、なおも所在が不明な場合には、「過失なく所有者等を確知 できない者」と判断し、データベースに登録します。

## 【所有者等の特定の基本的な手順】

### ① 固定資産税課税情報の活用

・ 法第10条の規定に基づき税務課へ照会、家屋・土地課税台 帳による所有者情報

## ② 登記簿謄本(登記事項証明書)による調査

- 建物登記簿謄本による所有者情報
- 土地登記簿謄本による所有者情報(建物未登記の場合等もあり、併せて調査する)

## ③ 戸籍等の調査

- 住民票、住民票の除票等
- 戸籍謄本、戸籍の附票等

#### ④ 市民等への聞き取り

- ・空家の近隣に居住する住民
- 空家の存する自治組織(自治会等)
- ・ 共同住宅を調査対象とする場合は、管理会社や管理組合

#### 【参考】財産管理人制度とは

#### 〇相続財産管理人

相続財産管理人は、相続人が不存在であることが判明した場合や、相続放棄などにより法定相続人が一人もいなくなった場合において、被相続人の財産の管理及び清算を主な目的として職務を行います。

#### 〇不在者財産管理

不在者財産管理人は、所有者等が所在不明の場合や、相続人の一人が所在不明の場合において、不在の間の当該財産の維持管理を主な目的として職務を行います。

いずれの場合も家庭裁判所に選任の申立てを行います。<u>申立人は利害関係人(不在者の配偶者、相続人</u>にあたる者、債権者など)、検察官に限られます。

※財産管理人が、空家の除却等の処分ができるかどうかは、管理の対象となる財産の状況や空家の状態によります。例えば、特定空家等で財産管理人選任申立てをした場合でも、空家の売却ができず、修繕や除却費用も捻出できない場合には、結局空家の修繕や除却が進まない場合も考えられます。そのため、財産管理人が選任されれば自動的に空家問題が解決するというわけではないため、問題となっている空家が、財産管理人を選任することで解決できる状況にあるのかどうかをよく検討した上で、申立てを行う必要があります。

## 2. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、第一義的には所有者等が自らの責任において行うことが原則です。

しかし、「相続人が不明」「所有者が遠方に居住」等、さまざまな事情により適切な管理が 行われていない場合が今後増加すると考えられます。このことを所有者等に啓発するため、以 下の取り組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止します。

## (1) 所有者等の意識の啓発

## ①所有者等への適正管理の啓発

空家等の適切な管理は第一義的には所有者等が責任を持って行わなければならないという法の趣旨を認識してもらう必要があります。このため、広報紙やホームページへの適正管理に関する情報提供、所有者等に対するチラシの配布等で、空家等の適正な管理についての啓発に努めます。

## ②所有者等へ空家等対策に関する情報提供の内容

広報紙、ホームページ、納税通知などの通知等を活用し、空家等の所有者等に対して、空家相談の受付、本市で実施する空家等の各種支援事業の紹介、民間が行う空家管理サービスの情報提供などを行います。

- 飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金
- 相談窓口の紹介
- 指名業者等(指名登録のある建業者等のリスト)の情報
- 飯塚市空き家バンク(今後の導入を検討)

## (2) 相談体制の整備等

空家等に係る問題は、多岐にわたることから、総合的な相談窓口を「都市建設部住宅政策課」 に設置するとともに、庁内関係各課、県、関係団体と連携した相談体制の整備を行います。

また、関係部局と連携した相談会の実施などにより、利活用及び適正管理に係るマッチングを図ります。

## 3. 空家等及び跡地の活用の促進

本市は、空家等の解消に努めるとともに、その他の空家及び跡地(空き地)の有効活用を促進していくための方策を検討します。

## (1)地域住民からの要望による活用

本市は、空家等の解消に努めるとともに、その他の空家及び跡地(空地)の有効活用を促進していくための方策を検討します。

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について 利活用可能な空家等については、所有者等の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供します。

## (2) 利活用可能な空家及び跡地の情報提供

## ◆空家バンクの活用

住宅ストックの循環利用を図るため、空家の需要と供給をマッチングする空家バンク制度の 導入を検討していきます。

なお、導入にあたっては、市が個別に運営を検討するのではなく、国土交通省が主体となって推進する「全国版空き家・空き地バンク」(平成29年度から一部開始)との情報共有の構築を検討することで、「一覧性がない」「掲載物件が少ない」といった利用者にとって不便な点を解消します。

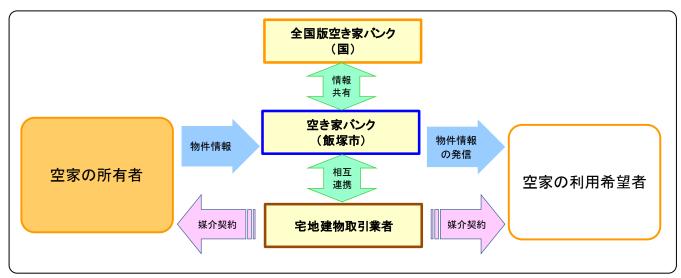


図 空家情報バンクのイメージ

### ※空家バンクとは

空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度で、「空家の解消」、「住環境の整備」、「定住促進による地域の活性化」を図ることを目的としていいます。

## (3)補助金の活用促進

空家等対策を行うにあたり、「飯塚市老朽危険家屋解体撤去補助金」、その他国及び県の補助金を積極的に活用し、空家等の解消を推進します。

## (4)地域に応じた柔軟な対応の検討

◆地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点としての利活用 空家等を地域交流及び地域活性化、福祉サービスの拠点などの活動の場として利活用する方 策について、関係機関、団体(NPO 法人や自治会等)からの申し出、協力依頼等があった場合 は、市は空家等情報の提供等、必要な支援を行います。

## (5) 関係法令等の遵守

空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行います。

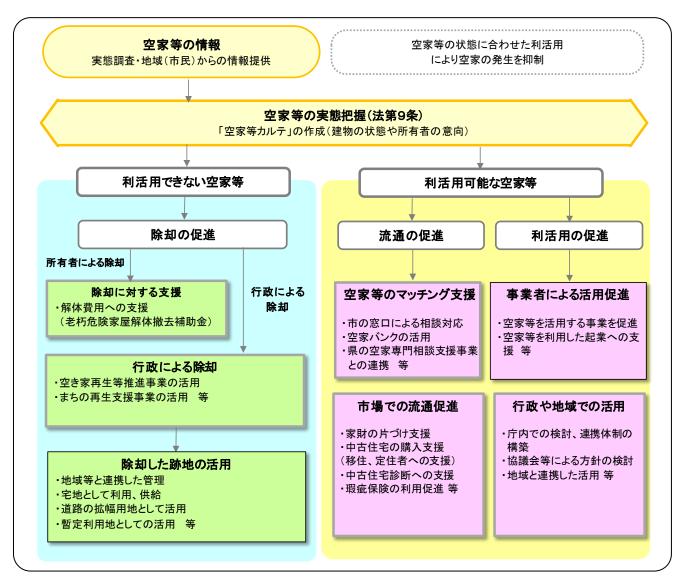


図 空家等についての利活用の流れ

## 4. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、市は必要な措置を講じます。

## (1) 現地確認と所有者等の調査

地域からの情報や実態調査から、適切な管理が行われていない空家等と確認できたものは、 現地を確認するとともに、住民票情報、戸籍謄本等、不動産登記簿情報、固定資産税情報等を 利用し、所有者等の調査を行います。

## (2) 特定空家等の認定

## ① 特定空家等の定義(法第2条第2項)

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」

## ② 特定空家等の判断基準

現地調査を行います。調査については外観目視を基本としますが、建物内に立ち入っての状況確認が必要な場合は、法第9条に基づき、必要最小限度の範囲で立入調査を行います。

調査の結果から特定空家等の判断については、国が示した「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」に基づき市長が決定します。

なお、特定空家等以外で悪影響を与える恐れのある空家等については、法第12条による助言 及びその他の市の条例等による指導等の措置を実施します。

## (3) 措置の方針

## ①措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定多数の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行います。

## ②措置内容の検討

特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握します。

また、調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が 少ないと考えられる措置の内容を検討します。

## (4) 措置の実施

特定空家等に対する措置を実施するために、空家等への対応の全体の流れを以下に示します。

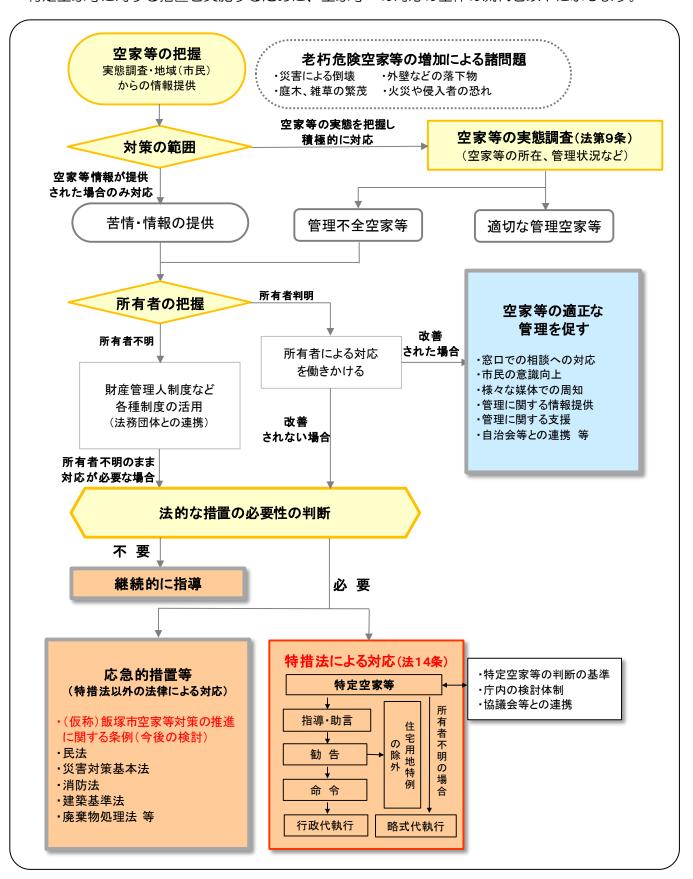


図 空家等への対応についての全体の流れ

## 空家等の「適切な管理」又は「有効活用」などをせず、放置し続け、 空家等が危険な状態になったら・・・

●「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家特措法」といいます。)により、 空家等が危険な状態であり、措置が必要と認められた場合、市町村より空家等の所 有者・管理者に対して以下の措置がとられることとなります。

#### ①助言·指導

放置された空家等が倒壊等のおそれがある場合は、所有者等に対し、必要な措置をとる よう助言・指導します。



#### ②勧告

所有者等が、助言・指導に対し従わず空家の状態が改善されないと認められる場合は、 相当の猶予期間を付けて、必要な措置をとるよう勧告します。

※ 空家特措法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地は、固定資産税の 住宅用地特例の対象から除外されます。



### ③命令

所有者等が、勧告に係る措置をとらず、市町村が特に措置を必要と認める場合は、相当 の猶予期間を付けて命令します。



#### ④行政代執行(※)

所有者等が、命令された措置を履行しない場合、又は履行しても不十分な場合などは、 市町村等が所有者に代わり必要な措置を講じます。

※ 行政代執行とは:行政代執行法による行政措置のひとつ (所有者等に代わり行政が実施(委託)し、かかった経費は義務者(所有者等)に請求できます。)

## ●「特定空家等」とは・・・? (※空家特措法第2条第2項)

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態のもの
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの

## 図 特定空家等に対する措置の流れ(詳細) (特措法による対応(法14条))

## (5) その他の対処

台風の接近などにより、瓦等の飛散及び倒壊のおそれがあり、周辺住民への影響が明らかな 場合は、所有者等に連絡のうえ、応急の措置を講じます。

また、空家等の建材が周辺に飛散し道路上に落下しているなど、緊急的に危険等を回避する必要がある場合は、必要に応じて市が応急的に必要かつ最小限度の危険回避措置を講じるため 「緊急安全措置」の構築を検討します。

## 5. 空家等対策の実施体制

## (1) 庁内の組織体制及び役割

担当課名	役 割
住宅政策課(総合窓口)	<ul> <li>・空家等に関する総合窓口</li> <li>・空家等対策計画の策定及び変更</li> <li>・空家等の実態調査</li> <li>・空家等の適切な管理の促進</li> <li>・空家等及び跡地の利活用促進</li> <li>・措置及び対処の実施</li> <li>・空家等対策協議会に関すること</li> <li>・空家等情報のデータベース化・管理</li> <li>・移住、定住の促進に関すること</li> <li>・その他関係機関との連絡、調整に関すること</li> </ul>
庁內関係課	<ul> <li>・都市計画法等に係る対応に関すること</li> <li>・景観上対策が必要な特定空家等に係る措置内容の検討</li> <li>・空家等に関する固定資産税情報の提供</li> <li>・所有者死亡時の課税台帳の所有者替え</li> <li>・勧告した特定空家等の固定資産税の住宅用地特例適用の解除</li> <li>・衛生上対策が必要な特定空家等に係る措置内容の検討</li> <li>・空き店舗の利活用に関すること</li> <li>・特定空家等の認定に関する業務支援</li> <li>・道路交通安全確保に関すること</li> <li>・災害対策及び災害時の応急措置に関すること</li> </ul>

## (2) 空家等対策協議会

## ①趣旨

空家等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため関係部署及び有識者等による市協 議会を設置します。

## ②所掌事務

- 空家等対策計画の作成及び変更
- その他空家等に関し必要と認められる協議

## ③構成

飯塚市空家等対策協議会の構成については、市長(会長)のほか、地域住民代表、市議会議員、 学識経験者、関係団体等で構成し、市長が委嘱します。

## (3) 関係機関等との連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関、民間団体との連携及び協力のもと空 家対策を実施します。

- ①弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士 相続に関する相談及び調査、財産の所有権移転手続き等
- ②不動産業者・不動産鑑定士 所有者の空家等利活用相談、空家バンクの充実等
- ③建設業者 空家等の解体、改修の相談及び対応等
- ④建築士空家等の修繕、改善、耐震診断などの技術的な対応等
- ⑤警察・消防 危険回避のための対応等
- ⑥自治会空家等情報の提供、跡地の利活用等

## 6. 住民等からの空家等に関する相談への対応

市民等から寄せられる空家等の問題や相談に対して、的確にワンストップで素早く対応するため、空家等に関する総合的な相談窓口を「都市建設部住宅政策課」に設置し対応します。

また、空家等の相談は多岐にわたることから、庁内の関係部署及び協議会並びに県協議会及 び関係団体と連携し対応します。なお、対応内容については、経過等について記録し、関係部 署及び関係機関で共有します。

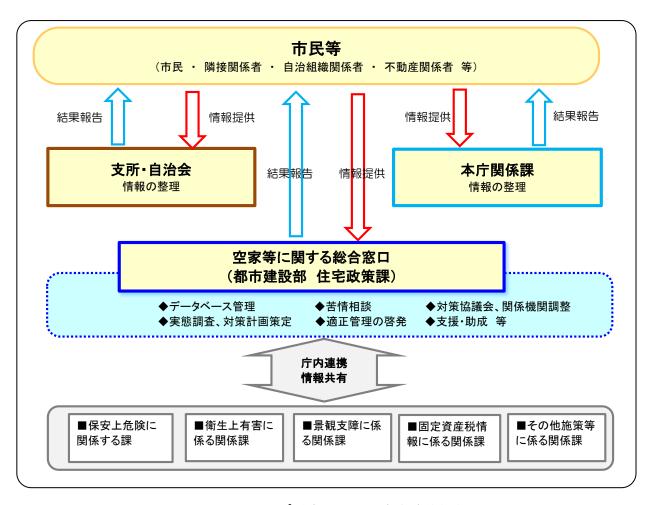


図 ワンストップ対応のための庁内連絡体制

## 7. その他空家等対策の実施に関し必要な事項

## (1)地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は一義的には、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題であるが、地域 全体で対処方法を検討・共有することは有効であるため、協議会での検討状況や空家等の情報 に関し、必要に応じ広く公開を行います。

## (2) 他法令との連携

空家等の対策は、この法律に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害 救助法など、それぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必 要な措置等を講じることが可能なこともある。このため、空家等の情報について、関係各課で 共有し、密に連携を図ります。また、旧炭鉱住宅の様な一部居住の長屋形式の住居については、 関係機関と連携し対応を検討します。

## (3)計画の変更

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて随時変更することとする。変更する場合は、協議会での協議にて行います。

経済建設委員会提出資料 平成29年11月24日

## 飯塚市空家等対策協議会委員名簿

-	××××1-	王尔·艾凡尔伽威五安莫·日/诗 
No	氏 名	役職等
1	片峯誠	飯塚市長
2	平山悟	飯塚市議会 経済建設委員長
3	松尾朋	松尾·足立法律事務所
4	野見山 紀 行	野見山紀行司法書士事務所
5	平 井 伸 一	(公社)福岡県建築士会飯塚地域会幹事
6	中本治彦	(公社)福岡県宅地建物取引業協会 賃貸市場整備委員長
7	森 昭	飯塚市自治会連合会 副会長
8	中 村 香 代	飯塚市自治会連合会 理事
9	永 岡 静 也	公募委員
10	鬼丸文子	公募委員
11	平井正彦	飯塚警察署 生活安全課防犯係長
12	平野俊之	飯塚消防署 副署長
13	松永正則	福岡法務局飯塚支局 統括登記官
14	長谷川 直 樹	近畿大学産業理工学部 准教授

※土日祝日は除く

## 12月4日(月)から毎日個別相談・セミブ

## 12月4日(月)のスケジュール

※12/4は通常のスケジュールとは異なります。

10:15~11:45 『アイデア発想ワークショップ』

- 個別相談(1) • 13:00~14:00
- 個別相談② · 14:15~15:15
- 15:30~16:30 個別相談③

個別相談は、セミナーと関係ない ことでもお受けします。販路拡大、 商品開発、売上アップ等のご相談 お待ちしております!





地域産品の開発販路開拓はお任せ!

3. アイデアを絞り出すワザ

面白い! がビジネスを変える!

1時間半で頭が柔らかくなる!

1. 面白い商品(話題性)を作るには?

4. いざ!商品開発をやってみよう!

2. 発想って具体的にどうしたらいいの?

~あの有名人も使っている発想法の紹介~

食の6次産業化プロデューサー。食品表示 診断士。平成10年旬対馬ふるさと倶楽部 を設立し、「半熟藻塩プリン」などを開発 し、楽天ランキング1位を獲得。その後、 食・地域産品の企画・提案するコンサルタ ソトとして活動中。

創造力・発想力に磨きがかかる!

売上拡大 セミナー

## セミナー・相談会場地図

飯塚市役所 2階ホール(カフェ前) (福岡県飯塚市新立岩5番5号)

飯塚よろず経営相談窓口は、飯塚市・飯塚商工会議 所。飯塚市商工会。嘉飯桂産業振興協議会。福岡県 よろず支援拠点が連携して開設する無料の経営相談 窓口です。お気軽にご相談・ご参加ください!



## 【福岡県よろず支援拠点とは?】

『よろず支援拠点』は平成26年に国(中小企業庁)が全国47都道府県に設置した無料の経営相談窓口 です。福岡県では(公財)福岡県中小企業振興センターに『福岡県よろず支援拠点』が設置されており、 32名の専門家・相談員(うち15名は女性)が日々、個別相談や少人数セミナーを行っています。

福岡県よろず支援拠点にはこんなコーディネーターがいます! ◆デザイナー ◆SNS専門家 ◆元銀行支店長 ◆元覆面調査員 ◆元グルメ情報誌編集者 ◆元乳製品会社社長 ◆広告代理店社長 元ベンチャーキャピタリスト ◆元ミュージシャン ◆行政書士 ◆元秘書 ◆元証券会社 ◆元不動産ファンド 会社 ◆税理士 ◆ベリーダンサー ◆社会保険労務士 ◆中小企業診断士 ◆現役TVディレクター ◆元TV 制作会社ディレクター ◆広告プランナー ◆レストラン現役経営者 ◆元百貨店バイヤー ◆店舗デザイナー

## \\全力でサポートします!!お気軽にご相談ください。

セミナー開催日程や相談員紹介などの詳細はホームページで!

福岡県よろず

飯 29.12-1









# 売上を上げたい 経営改善したい

個人事業主・中小企業のための

相談窓口

飯塚市役所 にて

12月4日(月)から毎日相談お受けします!

※土・日・祝日以外の営業です。 要予約 ⇒ 2 092-622-7809

# 無料経営相談・無料経営セミナー

国の予算で運営されているので、無料で何回でも相談できます!

32名のコンサルタント! (内15名は女性コンサルタント)

Facebook • LINE • ホームページ • チラシ • WEB広告での集客をサポート

販路開拓・商品開発・商品改善・店舗繁盛化をサポート

資金繰り・事業計画・労務・法律・税金・契約等の悩みをサポート 様々な実績・経験のあるコンサルタントや現役経営者が相談にのります!

私達が全力でサポートします!!



飯塚市役所 2階ホール (カフェ前) (福岡県飯塚市新立岩5番5号)

福岡県よろず支援拠点 **2** 092-622-7809

内面のセミナー案内をご覧ください!(ふ

毎日受付!

開発販路開拓はお任せ!

断十。平成10年旬対馬

ふるさと倶楽部を設立し

「半熟藻塩プリン」など

を開発し、楽天ランキン

グ1位を獲得。その後、

食・地域産品の企画・提

案するコンサルタントと

集客、販促改善を

サポートいたします

12年半、福岡の情報誌で

広告や記事の編集・ライ

ティングを担当し、編集

長としても業務を担いま

した。言葉や写真を有効

に使って、自社の強みを

広告・販促戦略はお任せ

住宅メーカー、健康食品

通販、エステサロン、病

ジャンルの広告・販促戦

略を企画。広告戦略の立

案、営業施策についての

アドバイスをいたします。

ことならお任せ!

とFC店舗2店舗。

お金のかからないサロ

ンの作り方・広告媒体

院、高齢者施設など多

拡大

サポートいたします。

HP&LINE@

Facebook.

ください!

食の6次産業化プロ

※12月4日(月)のみスケジュールが変更になります。詳しくは表面をご覧ください。

飯塚市役所 2階ホール(カフェ前)(福岡県飯塚市新立岩5番5号

お電話もしくは申込フォーム(セミナーのみ)よりお申込みください。 福岡県よろず支援拠点 092-622-7809



無料セミナー 申込フォーム はこちら

セミナー: 13:15~14:45

個別相談: ①10:00~11:00

**211:00~12:00** 

**315:30~16:30** 

※個別相談はセミナーと関係ないことでも お受けします!

12月5日(火)・18日(月)

楽しみながらビジネス活用!

## インスタグラムレッスン

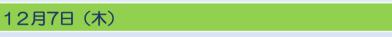
- 【ゆる~り編】まずははじめてみよう!
- 【本気編】フォロワー1,000人超を目指そう!
- 【とことん編】フォロワー10,000人超で有名人 分析! 有名インスタグラマーになるには?
- 6. インスタ映えする写真を撮ろう!

食とマスコミに関するこ とならお任せ!

テレビ番組制作、タウン 誌、グルメ情報誌の編集、 仕出し会社勤務を経て、 料理教室を創業。飲食店 のフードプロデュース、 スタイリスト、雑誌への レシピ提供、時々テレビ の料理コーナーにも出演

しています!

社会保険労務士



文字入力さえ出来れば自分で作れる!!

制作費無料!自社ホームページ

コスト・時間をかけずにホームページを 持ちましょう!5分で作れるワザ教えます。 世界で1500万以上のユーザーが利用している

- ◆JIMDOを使用。
- ◆用意するのはメールアドレスだけ!



古川 麻水

談下さい! 「人が集まる会社」を基本 思想に、選ばれる会社にな

れるような仕組みづくりを 考えて活動しています。人 に付随する様々なご相談や、 最適な助成金の活用方法を ご提案いたします。 女性の起業に関するこ

チラシ・販促物!

ご相談ください!

売上げアップにつながる販

行っており、女性の感性を

活かした企画提案など長年

の実績と経験による販促物

の専門性とクオリティの高

さが強みです。長年の経験

を活かし、同じ起業家とし

て全力でサポートします。

促物サポートをメインに

人事・労務管理のことご相

活用

## 12月8日(金)

はじめての

無料の範囲でできる集客の工夫!

初級編

- 今までFacebookを使ったことのない方もご参加ください!
- 1 Facebookの基本
- 2 上手に活用しているお手本
- 3 集客の前に、まずやること
- 4 お金をかけない集客のためのT夫

## 12月11日(月)

Facebook, LINE, インスタグラム・・

- 1 SNSって何? 2 SNSの使い分け
- 3 Facebook(フェイスブック)の活用法・事例
- 4 LINE(ライン)とLINE@(アット)の活用・事例 5 Instagram(インスタグラム)の活用・事例

効果・成果の出る ホームページは

お任せください! WEB集客、WEBサイ ト運用サポートなどの 業務を中心に、WEB チカラを最大限に活 用し、着実に成果を上 「るWEBマーケティ ノグを日々実践してお

12月4日(月)・19日(火) ※4日は10:15~11:45 表面参照

面白い! がビジネスを変える!

1時間半で頭が柔らかくなる! 創造力・発想力に磨きがかかる!

- 1. 面白い商品(話題性)を作るには?
- 2. 発想って具体的にどうしたらいいの? ~あの有名人も使っている発想法の紹介~
- 3. アイデアを絞り出すワザ
- 4. いざ! 商品開発をやってみよう!

12月13日(水)・20日(水)

## 集客につながる! タウン誌の広告の出し方

- 1. 広告相場は、いくらくらい?
- 2. 広告からの集客効果はどうやって 測定するの?
- 3. 失敗する広告の特徴とは?
- 4. 集客に成功する広告の5つの法則

## 12月15日(金)

売上が上がる!

かんたん! チラシ作成セミナ

- 1. チラシ制作のコンセプトづくり 「チラシの目的整理シート」を使って実践
- 2. 受け手に伝わる「キャッチコピーのつくり方」 キャッチコピーを難しく考えすぎてませんか?
- 3. 「Picky-Pics」を使ったチラシ作成

12月6日(水)



数々の失敗を乗り越えてきた 現役美容会社オーナーが語ります!

美容系店舗の作り方セミナー (ネイルサロン・まつ毛エクステ・美容院など)

- 実例から学ぶ!流行るサロンと消えるサロン
- 2. ゼロから始める集客と
- リピーターをつかむコツとは?

3. 顧客が満足するスタッフ管理と育成!

店づくりのポイントと

- 2. ディスプレイと陳列の違いを知ろう
- 4. 売れているお店の手法とは?



業務に携わった後、独立。 年間150件以上の店舗診 断を行う。入りやすい、 買いやすい店づくりや、 すぐに役立つ、誰でも描 する手描きPOPの描き方 をお伝えします。魅力的 な店づくりを一緒に考え

## 12月22日(金)

店舗起票アドバイザーが語る☆

## オープン前にやるべきこと

~成功に導くつツは起業・独立前の準備にあり!~

- 1. 起業前から始めるお客様づくり! 2. 「やることリスト」を作ろう!
- 3. タイムスケジュールを立てよう!
- 4. 活動の足跡を記録しよう!
- 5. おまけ テナント物件ここをチェック



準備とコンセプト・強み の設定が得意!名刺につ いてのご相談もどうぞ! 新規起業 • 独立希望者向 ナに立地を踏まえたター 価格設定・テナント選び の支援などを行う。特色 Dあるメニュー作成のお 手伝いも行っております。

## 12月21日(木)

人手不足解消!グローバル展開!のための

~優秀な人材を採用して活力アップ! ~

正社員として採用するには?

- 1 就労資格の無い留学生をアルバイトで! 2 留学生を紹介してくれる機関はあるの?
- 3 卒業する留学生を



行政への申請法人成のご 相談だけでなく店づくり もお任せ! 許認可の取得、外国人雇

用におけるビザの取得が 主な業務。『安心安全な 経営のための知恵袋』と してご活用ください。元 ベルアップの経験もあり

## 12/14 女性企業家·女性創業希望者 のための学びとマッチングの会

参加条件

- ・創業をご検討の女性

**13:30~14:45** ディスカッション これから起業するけど・・起業はしたけど・・不安やお悩みを みんなで解決!ブログやSNSについても話します!



14:45~16:30 交流会

自社の商品(サンプル等)を無償配布したい方、参加者の皆様 からご意見を聞きたい方は当日会場へお持ち下さい。

☆スケジュールは変更の可能性があります。 ☆福岡県よろず支援拠点コーディネーターの酒井、古川が

担当致します! ☆12/14(木)の個別相談は、①10:00~11:00 ②11:00~12:00に、2階ホールカフェ前にて行います。

飯塚市役所 2F多目的ホール (福岡県飯塚市新立岩5-5)

お申込み

お電話もしくは申込フォームより申し込み 092-622-7809 (福岡県よろず支援拠点)





🐹 QRコード

はじめての方も 大歓迎です!

## 12月12日(火) 売上が伸びる!

店内レイアウトと商品陳列

簡単にできるディスプレイ



の使い方・システムの 活用方法・お客様の集 客・スタッフ育成、新 見店舗の設計・準備な 何でもご相談くだ

> お店づくりの ことならお任せ下さい! 住宅や店舗の設計などの

## 市道上における車両損傷事故について

1. 事故発生日時: 平成29年8月30日(水)午後2時45分頃

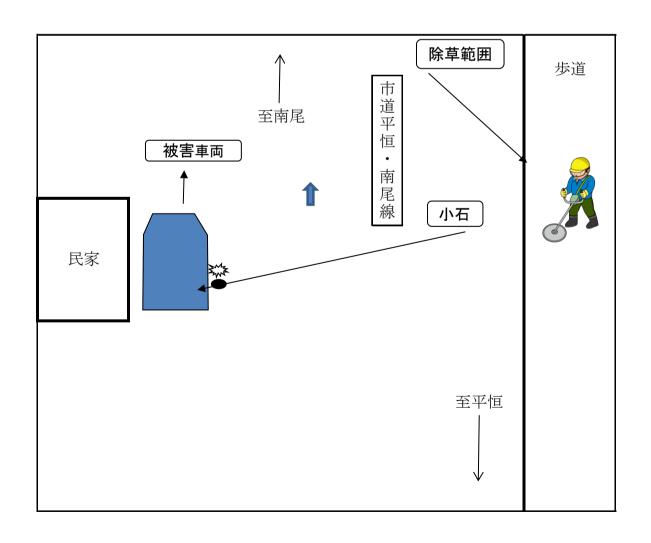
2. 事故発生場所: 飯塚市南尾地内(市道平恒·南尾線)

3. 事故の概況: 穂波支所経済建設課道路作業班が市道平恒・南尾線での除草

作業中、刈払機の刃で小石を跳ね、市道を停車していた相手

方車両の右側後部ドアガラスを損傷させたものである。

事故現場見取図 (市道 平恒・南尾線)



経済建設委員会 資料 平成29年11月24日提出

飯塚市の水道事業、下水道事業について

飯塚市企業局

## 飯塚市水道事業会計業務状況推移表 (平成 27 年度 ~ 平成 28 年度)

Í.	<b>声</b> 度	27 年 度	28 年 度
区分	単位	決 算	決 算
行政区域内人口A	人	130, 009	129, 702
給 水 戸 数	戸	57, 598	57, 713
給 水 人 口 B	人	126, 014	125, 720
普 及 率 C=B	/A %	96. 93	96. 93
年 間 総 給 水 量 D	m <sup>3</sup>	14, 612, 652	14, 502, 722
1 日 平 均 給 水 量	m <sup>3</sup>	39, 925	39, 733
1 日 1 人 平 均 給 水 量	リツトル	317	316
年 間 有 収 水 量 E	m <sup>3</sup>	12, 744, 029	12, 851, 537
有 収 率 F=E	/D %	87. 21	88. 61
職 員 数	人	30	30

## 飯塚市下水道事業会計業務状況推移表 (平成27年度 ~ 平成28年度)

	年 度		27 年 度	28 年 度
区	分	単 位	決 算	決 算
各	行政区域内人口A	人	130, 009	129, 702
人	処 理 区 域 内 人 口 B	人	59, 611	59, 668
	水 洗 化 人 口 C	人	52, 024	52, 407
戸	処 理 区 域 内 戸 数	戸	26, 612	26, 757
数	水洗化戸数(処理件数)	戸	23, 225	23, 501
率	公 共 下 水 道 普 及 率 D=B/A	%	45. 9	46.0
<del>~~</del>	水 洗 化 率 E=C/B	%	87.3	87.8
	年 間 総 処 理 水 量	$m^3$	6, 847, 837	7, 350, 629
各	う ち 年 間 汚 水 処 理 水 量 F	"	5, 819, 615	5, 931, 218
水	年 間 有 収 水 量 G	"	4, 674, 119	4, 707, 658
//\	年 間 不 明 水 量 H=F-G	"	1, 145, 496	1, 223, 560
量	1 日 平 均 処 理 水 量	"	18,710	20, 139
	1 日 最 大 処 理 水 量	"	20, 285	21,053
	有 収 率 H=G/F	%	80.3	79. 4
	職員数	人	18	18

## 水源の種別及び取水能力

水源名	取水地点	河川名	水源の種別	施設	:能力	水利権許可	備考		
小源石	<b>以</b> 八地点	冽川石	小派贝性剂	取水 ㎡/日	給水 ㎡/日	有 無		1佣 右	
鯰田水源	飯塚市鯰田字砂入2261番地先他	遠賀川	表流水	13,900	13,200	有			
楽市水源	飯塚市楽市字江深703番地先他	内住川	伏流水	11,000	12,250	有			
未刊小源	<b>城场巾朱巾于江床700亩地九</b> 他		地下水	1,900	12,230	無	浅井戸	飯塚地区	
久保白ダム	飯塚市久保白字土居の内460番地の1先他	内住川	表流水	13,000	12,350	有			
目尾水源	飯塚市目尾314番地の1先他	遠賀川	伏流水	1,470	1,400	有			
		穂波川	表流水	7,600	7,220	有			
太郎丸水源	飯塚市太郎丸79-3他	他从川	伏流水	1,210	1,800	有		穂波地区	
			地下水	690	1,000	無	浅井戸		
秋松水源	飯塚市秋松354-2他		地下水	4,110	3,900	無	浅井戸		
高田水源	飯塚市高田285-1		地下水	320	300	無	深井戸		
長尾水源	飯塚市長尾297他	穂波川	伏流水	1,050	2,090	有			
<b>文</b> 尾小源	现场印支尾297世		地下水	1,150	2,090	無	浅井戸	筑穂地区	
平塚水源	飯塚市長尾297		地下水	600	570	無	浅井戸	外德地区	
内野水源	飯塚市内野949-2		地下水	1,300	1,230	無	深井戸		
岩崎水源	嘉麻市岩崎字下ツル959-1		地下水	2,900	2,760	無	浅井戸	庄内地区	
鯰田共同水源	飯塚市鯰田字中島1197番地の1先他	遠賀川	表流水	5,300	5,030	有		飯塚、庄内、頴田地区	
計				67,500	64,100				

## 第8期拡張事業(水道法第10条に基づく、厚生労働省認可事業)

- 1. 認可申請日 平成19年6月22日
- 2. 認可許可日 平成19年6月26日

## 3. 目的

合併により譲り受けた施設の効率的運用及び給水の安定供給のため、施設の統廃合を目的として、各地区の送・配水区域の見直し、高田簡易水道事業の上水道への統合、水質等問題のある水源の廃止、取水量の見直しを行うもの。

## 4. 事業概要

地区名	水系	対象放	拖設名	導入設備·施設	整備目的	
	明星寺水系	明星寺浄水場	浄水施設	粉末活性炭処理設備	高度浄水処理の導入	
飯塚地区		堀池浄水場	浄水施設	急速ろ過設備	クリプトスポリジウム対策	
	未叩小术	地池伊外场	その他施設	太陽光発電システム	自然エネルギーの活用	
		太郎丸配水池	(廃止)		配水池容量の増量	
		金毘羅配水池	(廃止)	平恒配水池新設	配水管網の見直し	
穂波地区	太郎丸水系	飯塚団地配水池	(廃止)		耐震性能強化	
		太郎丸浄水場	浄水場本館	耐震補強	耐震性能強化	
		人印列伊小场	<b>伊</b>	集中監視装置	長尾浄水場無人化	
	亚锡水玄	平塚浄水場	(水源地に変更)	長尾浄水場に統合	浄水場の統合	
	干场小术	平塚配水池	(休止)	内野水系に統合	施設の統合	
) 筑穂地区	区 長尾水系 —	長尾浄水場	浄水施設	急速ろ過設備	クリプトスポリジウム対策	
外心地区	<b>文</b> 尼小示	阿恵配水池	(廃止予定)	馬敷配水池工事中	配水池容量の増量・耐震性能強化	
	内野水玄	内野浄水場	浄水施設	急速ろ過設備	クリプトスポリジウム対策	
	内主外未	内部小小场	その他施設	太陽光発電システム	自然エネルギーの活用	
		綱分配水池	(廃止)		配水池容量の増量	
庄内地区	長尾水系 一	山倉配水池	(廃止)	新綱分配水池新設	配水管網の見直し	
		赤坂配水池	(廃止)		耐震性能強化	
	頴田浄水場系	頴田浄水場	(廃止)	鯰田共同水系に統合	浄水場の統合	
		第一配水池	(廃止)		配水池容量の増量	
頴田地区	題田地区   トロナランズ   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	桜ヶ丘配水池	(廃止)	勢田配水池新設	配水管網の見直し	
		小峠配水池	(廃止)		耐震性能強化	
		第二配水池	(廃止)	鯰田共同配水池に統合	施設の統合	

## 5. 事業費(工事費、用地費、調査等委託費)

事業年度	事業名	事業費
H19~H22年度	勢田配水池築造事業	461,948,301円
H20~H25年度	内野浄水場浄水施設新設事業	323,119,915円
H22~H23年度	堀池浄水場浄水施設新設事業	703,235,400円
H23~H25年度	平恒配水池築造事業	1,189,680,450円
H24~H26年度	綱分配水池築造事業	629,997,960円
H24~H27年度	太郎丸浄水場耐震事業	22,080,450円
1124、1127平及	太郎丸浄水場集中監視装置改良事業	506,194,500円
H24~H27年度	長尾浄水場浄水施設改良事業	718,867,530円
H25~H26年度	明星寺浄水場浄水施設新設事業	340,136,280円
H27~H30年度	馬敷配水池築造事業	852,243,900円(見込み)
	計	5,747,504,686円(見込み)

က

## 下水道整備状況(28年度末現在)

平成29年3月31日時点

行	政	面	積						1			21,4	07.0	ha	住 外 行		玉		台 帳 人 +B)	<u> </u>	128,515 1,187 129,702	人
全	体 計	画面	ī 積						2			2,7	47.0	ha	計	画		人			59,800	人
事	業計画	区域	面積						3			1,8	64.0	ha								
整	備	面	積						4			1,5	10.2	ha								
整	備「	区 域	内	(処	理戸 理可 先化 処理	能な 戸数		数)				26, · 23,		戸戸	(処理水渕	型人口 里可育 七化人 処理人	能な。 ロ		)	(D)	9,668 2,407	人人
整	1	 肃	率	整	備	į į	面	積	/	全	体 計	画面	積	(4÷2)	1,	510.2	÷	2	2,747.0	=	54.98%	
				整	備	Ī Ī	面	積	/	事第	<b>削</b>	区域	面積	( <b>4</b> ÷ <b>3</b> )	1,	510.2	÷	1	1,864.0	=	81.02%	Ж
水	洗	化	率	水	洗	化	人	П	/	処	理	人	П	(E÷D)	5	2,407	÷		59,668	=	87.83%	Ж
				水	洗	化	人	П	/	行	政	人	П	(E÷C)	5	2,407	÷	1	29,702	=	40.41%	

## 水道事業、下水道事業の今後について

## 1 予想される課題

- (1) 人口減少社会の到来による給水人口、水洗化人口の減少
- (2) 収入の減少(水道料金、下水道使用料の減少)による収益の悪化
- (3) 大型基幹施設(浄水場、終末処理場)の老朽化
- (4) 給配水管の老朽化率の上昇、下水道管の老朽化
- (5) 施設(明星寺浄水場、太郎丸浄水場、終末処理場 等)の耐震化

## 2 想定される方向性

- (1) 水道事業
- ① 拡張事業の終了による維持管理、更新事業への転換
- ② 一層の合理化、経費削減
- (2) 下水道事業
- ① 人口減少に伴う事業規模の見直し
- ② 一層の合理化、経費削減

### 3 今後の動き

- (1) 経営戦略の策定
- (2) 経営戦略とは

公営企業が安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

- (3) 経営戦略の内容
  - ① ストックマネジメントの検討
  - ② アセットマネジメントの検討
  - ③ ダウンサイジングの検討
  - ④ 第三者委託の検討
  - ⑤ 長期経営計画の検討

### ※ストックマネジメントとは

構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用 や長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(計画・設計・施工・廃棄までの総費用)を 低減するための技術体系及び管理手法の総称

#### ※アセットマネジメントとは

構造物や施設の効率的な維持管理や計画的な補修などにより、劣化をコントロールしつ、施設の改修、修繕、更新や維持管理に要する経費を平準化すること。

#### ※ダウンサイジングとは

事業規模、組織を縮小すること。コスト削減や効率化を目的に小型のものを用いること。若しくは新技術を活用して高度化・小型化を図り、より小さな体積や重さにすること。

# 飯塚市水道ビジョン

安全で安心な水道水~いいづか~

平成25年3月

飯塚市上下水道局

## 図表 2.4 土木構造物の耐用年数超過状況(1)(平成 25 年度末)

						No.1
			取水	施設		
施設	名	経過年数	さく井	土木	現在の状況	今後計画
	施工年度		10	60		
飯塚地区						
楽市水源	1993年	20年		0		
鯰田水源	1967年	46年		0		遠賀川井堰は、国土交通省により改良予定
久保白水源	1970年	43年		0		
目尾水源	2001年	12年		0		
鯰田共同水源	2003年	10年		0		
穂波地区						
楽市水源	1978年	35年		0		
桜木水源	1978年	35年		0		
太郎丸水源	1966年	47年		0		
今吉水源	1985年	28年		0		
古川水源	1985年	28年		0		
高田大塚水源	2007年	6年	0			
筑穂地区						<u>,                                      </u>
長尾水源	1974年	39年		0		
平塚水源	1980年	33年		0		
内野水源	1988年	25年	×			
庄内地区						
岩崎水源	1975年	38年		0		

## 図表 2.4 土木構造物の耐用年数超過状況(2)(平成 25 年度末)

							No.2
			浄水施設	管理棟	施工時期によ		
施設	名	経過年数	土木	日垤休	る耐震化状況	現在の状況	今後の計画
	施工年度		60	60	1995年以降		
飯塚地区							
堀池浄水場	1986年・2010年	27年・2年	0	0	×·O		個別施設計画により更新
鯰田浄水場	1967年2003年	46年·10年	0	0	0		個別施設計画により更新
明星寺浄水場	1970年	43年	0	0	×	管理棟は、耐震工事済	個別施設計画により更新
吉北浄水場	2001年	12年	0	0	0		個別施設計画により更新
鯰田共同浄水場	2003年	10年	0	0	0		個別施設計画により更新
穂波地区							
太郎丸浄水場	1966年・1994年	47年·19年	0	0	×	管理棟は、耐震工事済	個別施設計画により更新
秋松浄水場	1988年	25年	0	0	×		個別施設計画により更新
高田浄水場	2007年	6年	0	0	0		個別施設計画により更新
筑穂地区							
長尾浄水場	1974年	39年	0	0	×		27年度までに工事完了
平塚浄水場	1980年	33年	0	0	×		27年度までに工事完了
内野浄水場	1988年・2013年	25年・0年	0	0	0	25年度で工事完了	
庄内地区							
岩崎浄水場	1983年・2004年	26年・9年	0	0	×	管理棟は、耐震調査予定	27年度までに工事完了

## 図表 2.4 土木構造物の耐用年数超過状況(3)(平成 25 年度末)

							No.3
			配水	施設	施工時期によ		
施設	名	経過年数	RC造	PC造	る耐震化状況	現在の状況	今後の計画
	施工年度		60	60	1995年以降		
飯塚地区						•	
大日寺中継ポンプ場	1987年	26年	0			無人施設で緊急度が低いため現状維持	個別施設計画により更新
新高雄配水池	1987年・1993年	26年・20年		0	×	当時のレベル2での設計施工済	個別施設計画により更新
高雄配水池	1974年	39年		0	×	防水塗装及びひび割れ等補修済	個別施設計画により更新
上高雄配水池	1993年	20年		0	×	当時のレベル2での設計施工済	個別施設計画により更新
立岩配水池	1967年・1998年	46年·15年		0	×·O	3池の内2池が古いが、強度調査済	防水塗装及び補修計画有り
愛宕配水池	1973年・1995年	40年·18年		0	ו0	2池の内1池が古いが防水塗装等補修済	個別施設計画により更新
上三緒配水池	1973年・1996年	40年・17年		0	×·O	2池の内1池が古いが防水塗装等補修済	個別施設計画により更新
明星寺配水池	1970年・2003年	43年・10年		0	×·O	3池の内2池が古いが、防水塗装及び補修済	個別施設計画により更新
大日寺配水池	1987年	26年		0	×	当時のレベル2での設計施工済	個別施設計画により更新
明星寺団地配水池	1983年	30年		0	×·O	当時のレベル2での設計施工済	個別施設計画により更新
吉北配水池	2001年	12年		0	0		個別施設計画により更新
鯰田共同配水池	2003年	10年		0	0		個別施設計画により更新
穂波地区							
平恒配水池	2012年	1年		0	0		個別施設計画により更新
小正配水池	1986年	27年		0	×	PC構造でありメンテナンス計画中	個別施設計画により更新
高田低区配水池	2005年	8年		0	0		個別施設計画により更新
高田高区配水池	2005年	8年		0	0		個別施設計画により更新
筑穂地区							
阿恵配水池	1979年	34年	0				馬敷配水池築造計画有り
内野配水池	1988年	25年		0		容量不足であり将来計画必要	個別施設計画により更新
平塚配水池	1980年	33年					馬敷配水池に統合
切畑地区加圧施設	1974年	34年				家屋に属さないため除外	撤去計画有り
馬敷地区加圧施設	1974年	34年				家屋に属さないため除外	
山口地区加圧施設	1996年	17年	0		0		個別施設計画により更新
うぐいす台加圧施設	1981年	32年				家屋に属さないため除外	
庄内地区							
綱分配水池	1978年	35年		0		26年度までに配水池工事完了	
赤坂配水池	1982年	31年	0			綱分配水池竣功後統合により廃止	
山倉配水池	1969年	44年	0			綱分配水池竣功後統合により廃止	
笠松配水池	2003年	10年		0	0		個別施設計画により更新
高尾配水池	1999年	14年	0		0		個別施設計画により更新
頴田地区							
新勢田配水池	2010年	3年		0	0		個別施設計画により更新
勢田ポンプ場	2010年	3年	0		0		個別施設計画により更新

## 図表 2.5 電気・機械設備の耐用年数超過状況(1)(平成 25 年度末)

				No.1			
			取水設備				
施設	名	経過年数	取水P	現在の状況 今後計画	今後計画		
	施工年度		15				
飯塚地区							
楽市水源	1993年	20年	×	管理計画により更新			
鯰田水源	1967年・2003年	46年・10年	0	管理計画により更新			
久保白水源	1970年	43年	×	管理計画により更新			
目尾水源	2001年	12年	0	管理計画により更新			
鯰田共同水源	2003年	10年	0	管理計画により更新			
穂波地区							
楽市水源	1978年	35年	×	管理計画により更新			
桜木水源	1978年	35年	0	管理計画により更新			
太郎丸水源	1966年	47年	×	管理計画により更新			
今吉水源	1985年	28年	× • O	管理計画により更新			
古川水源	1985年	28年	×	管理計画により更新			
高田大塚水源	2007年	6年	0	管理計画により更新			
筑穂地区							
長尾水源	1974年	39年	×	管理計画により更新			
平塚水源	1980年	33年	×	27年度までに更新工事完了	予定		
内野水源	1988年	25年	× • O	管理計画により更新			
庄内地区							
岩崎水源	1975年	38年	×	管理計画により更新			

## 図表 2.5 電気・機械設備の耐用年数超過状況(2)(平成 25 年度末)

										No.2				
				浄水	設備		耐用	年数						
施設	_ 名	経過年数	滅菌	機械	計装	電気	経過	状況	現在の状況	今後の計画				
	施工年度		10	15	10	20	一部超過	全設備超過						
飯塚地区														
堀池浄水場	1986年・2010年	27年•3年	0	× • O	0	×·O				個別施設計画により更新				
鯰田浄水場	1967年2003年	46年・10年	×	×	×	×·O				個別施設計画により更新				
明星寺浄水場	1970年	43年	×	×	×	×				個別施設計画により更新				
吉北浄水場	2001年	12年	×	0	×	0				個別施設計画により更新				
鯰田共同浄水場	2003年	10年	0	0	0	0				個別施設計画により更新				
穂波地区									•	·				
太郎丸浄水場	1966年	47年	×·0	×	×	×				個別施設計画により更新				
秋松浄水場	1988年	25年	×	×	×	×				個別施設計画により更新				
高田浄水場	2007年	6年	0	0	0	0				個別施設計画により更新				
筑穂地区														
長尾浄水場	1974年	39年	×	×	×	×				個別施設計画により更新				
平塚浄水場	1980年	33年	×	×	×	×				個別施設計画により更新				
内野浄水場	2013年	0年	0	0	0	0				個別施設計画により更新				
庄内地区														
岩崎浄水場	1983年・2004年	26年•9年	×·0	×	×	×				個別施設計画により更新				

図表 2.5 電気・機械設備の耐用年数超過状況(3)(平成 25 年度末)

								No.3
	·		配水	設備		年数 状況		
施設	名	経過年数	計装	電気	NT 11-2	1	現在の状況	今後の計画
, <u> </u>	施工年度		10	20	一般超過	全設備超過		
飯塚地区			•			•		•
大日寺中継ポンプ場	1987年	26年	×	×				個別施設管理計画により更新
新高雄配水池	1987年・1993年	26年・20年	×	×				個別施設管理計画により更新
高雄配水池	1974年	39年	×	×				個別施設管理計画により更新
上高雄配水池	1993年	20年	×	×				個別施設管理計画により更新
立岩配水池	1967年・1998年	46年・15年	×	×				個別施設管理計画により更新
愛宕配水池	1973年・1995年	40年・18年	×	×				個別施設管理計画により更新
上三緒配水池	1973年・1996年	40年・17年	×	×				個別施設管理計画により更新
明星寺配水池	1970年・2003年	43年・10年	0	×				個別施設管理計画により更新
大日寺配水池	1987年	26年	×	×				個別施設管理計画により更新
明星寺団地配水池	1983年	30年	×	×				個別施設管理計画により更新
吉北配水池	2001年	12年	×	×				個別施設管理計画により更新
鯰田共同配水池	2003年	10年	0	0				個別施設管理計画により更新
穂波地区								
平恒配水池	2012年	1年	0	0				個別施設管理計画により更新
小正配水池	1986年	27年	×	×				個別施設管理計画により更新
舎利蔵配水池	2005年	8年	0	0				個別施設管理計画により更新
本谷配水池	2005年	8年	0	0				個別施設管理計画により更新
筑穂地区								
阿恵配水池	1979年	34年	×	×			全面更新築造計画有り	個別施設管理計画により更新
内野配水池	1988年	25年	×	×				個別施設管理計画により更新
平塚配水池	1980年	33年	×	×				個別施設管理計画により更新
切畑地区加圧施設	1974年	34年	×	×			撤去計画有り	個別施設管理計画により更新
馬敷地区加圧施設	1974年	34年	×	×				個別施設管理計画により更新
山口地区加圧施設	1996年	17年	×	0				個別施設管理計画により更新
うぐいす台加圧施設	1981年	32年	×	×				個別施設管理計画により更新
庄内地区								
綱分配水池	1978年	35年	×	×			26年度までに配水池工事完了	個別施設管理計画により更新
赤坂配水池	1982年	31年	×	×			綱分配水池竣功後統合により廃止	個別施設管理計画により更新
山倉配水池	1969年	44年	×	×			綱分配水池竣功後統合により廃止	個別施設管理計画により更新
笠松配水池	2003年	10年	0	0				個別施設管理計画により更新
高尾配水池	1999年	14年	×	0				個別施設管理計画により更新
頴田地区	Ī	,						
新勢田配水池	2010年	3年	0	0				個別施設管理計画により更新
勢田ポンプ場	2010年	3年	0	0				個別施設管理計画により更新

経済建設委員会資料平成29年11月24日提出

## 飯塚市立病院の現状について

飯塚市立病院の医師数等状況	• • •	1

飯塚市立病院の患者数状況 ・・・・ 2

## 飯塚市立病院の医師数等状況

【医師数】

(単位:人)

		平成20年4月1日			平成25年4月1日			平成2	平成26年4月1日			平成27年4月1日			平成28年4月1日			29年4月	1日	平成29年11月1日		
		正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員非	常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計	正規職員	非常勤職員	合計
	内科	11	9	20	9	7	16	10	8	18	12	10	22	13	9	22	12	10	22	12	10	22
	神経内科			0			0			0	1		1	1		1	1		1	1		1
	皮膚科			-	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2
	小児科		1	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1
 	外科	5	1	6	4	1	5	5	1	6	4	2	6	4	2	6	5	2	7	6	2	8
 	整形外科		5	5	4	5	9	4	6	10	4	8	12	3	8	11	4	7	11	4	7	11
 	脳神経外科			0		2	2		2	2		2	2	1	2	3	1	2	3	1	2	3
=	胸部外科			ı			ı			-			-			-						-
 	呼吸器外科			-	2		2			0			0			0			0			0
=	乳腺外科			1		1	1			0			0			0			0			0
 	泌尿器科		2	2		1	1		1	1		4	4		4	4		4	4		4	4
=	眼 科	2		2	2	1	3	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	4	5	1	3	4
=	耳鼻咽喉科		3	3	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4
 	リハビリテーション科		1	1	1	1	2	1	1	2	1	2	3	1	2	3		2	2	1	2	3
 	放射線科	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2	2		2
	麻酔科		3	3		4	4	1	2	3		2	2		4	4	1	4	5	1	3	4
	計	20	25	45	28	26	54	28	27	55	29	36	65	30	37	67	31	38	69	33	36	69

【看護師数】

(単位:人)

	日以門外上															\ 1   <del></del>	/ 🗸					
		平瓦	戈20年4月	1日	平成25年4月1日			平成26年4月1日			平成27年4月1日			平成28年4月1日			平成	え29年4月	1日	平成29年11月1日		1日
		正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員	临時職員	合計	正規職員	臨時職員	合計	正規職員 臨時	持職員	合計
	看護師	125	8	133	145	14	159	147	16	163	142	13	155	128	13	141	131	9	140	136	14	150
看護部	准看護師	3	5	8	3	5	8	3	4	7	3	5	8	2	3	5		2	2	1	3	4
1 受可	看護助手		8	8		25	25		22	22		26	26	6	19	25	10	22	32	12	23	35
	計	128	21	149	148	44	192	150	42	192	145	44	189	136	35	171	141	33	174	149	40	189

## 飯塚市立病院の患者数状況

(単位:人)

				70	成29年4	н	70	成29年5	П	VI.	☑成29年6月	-	VI.	成29年7	п	71	☑成29年8	п	7	区成29年9	п		平成29年月	度		平成28年月	度		差引	立:人)
	科	目		入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	入院	外来	合計	4月 入院	~9月 台 外来	<ul><li>計</li><li>総合計</li></ul>		月~9月 台 外来	計 総合計	平成29年	年度-平成 外来	成28年度 総合計
内			科	2,677	2,362		2, 543	2, 436	4, 979	2, 451		4, 872		2,411		2, 173		4, 730	1, 985		4, 163		14, 365			5 14,820		△32		
外			科	610	546	1, 156	554	548	1, 102	498	584	1, 082	511	547	1, 058	612	551	1, 163	632	503	1, 135	3, 417	3, 279	6, 696	3, 614	3, 198	6, 812	△197	81	△116
眼			科	220	1, 345	1, 565	230	1, 342	1,572	211	1, 380	1, 591	181	1, 340	1, 521	162	1, 569	1, 731	166	1, 366	1, 532	1, 170	8, 342	9, 512	1, 174	7, 935	9, 109	△4	407	403
小		児	科	0	107	107	0	112	112	0	96	96	0	96	96	0	100	100	0	101	101	0	612	612	5	2, 501	2, 506	△5	△1,889	△1, 894
整	形	外	科	2, 142	1, 893	4, 035	2, 331	2,006	4, 337	2, 385	2, 089	4, 474	2, 620	1, 959	4, 579	2, 470	2, 042	4, 512	2, 196	1, 937	4, 133	14, 144	11, 926	26, 070	13, 324	12, 141	25, 465	820	△215	605
脳	神	経夕	1 科	102	229	331	65	197	262	89	210	299	172	175	347	144	210	354	211	201	412	783	1, 222	2,005	811	1,346	2, 157	△28	△124	△152
神	経	内	科	231	149	380	162	176	338	235	141	376	256	142	398	222	164	386	229	135	364	1, 335	907	2, 242	1, 238	833	2,071	97	74	171
乳	腺・「	呼吸器	外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泌	尿	器	科	0	109	109	0	109	109	0	137	137	0	93	93	0	121	121	0	91	91	0	660	660	0	588	588	0	72	72
皮		膚	科	33	519	552	23	638	661	38	603	641	38	661	699	82	699	781	80	545	625	294	3, 665	3, 959	107	3, 363	3, 470	187	302	489
耳	鼻	咽哨	) 科	14	361	375	7	364	371	7	429	436	1	343	344	43	359	402	12	351	363	84	2, 207	2, 291	69	2, 220	2, 289	15	△13	2
IJ.	ハビリ	テーシ	ョン科	0	2, 283	2, 283	0	2, 463	2, 463	0	2, 636	2, 636	0	2, 716	2, 716	0	2, 635	2, 635	0	2, 427	2, 427	0	15, 160	15, 160	0	14,812	14, 812	0	348	348
放	射	線	科	0	68	68	0	70	70	0	68	68	0	80	80	0	68	68	0	71	71	0	425	425	0	372	372	0	53	53
医	療	相	談	0	10	10	0	3	3	0	7	7	0	4	4	0	11	11	0	9	9	0	44	44	0	41	41	0	3	3
禁	煙	. 外	来	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	△26	△26
合	H	あた	計 ~ n	6, 029	9, 981	16, 010	5, 915	10, 464	16, 379	5, 914	10, 801	16, 715	6, 113	10, 567	16, 680	5, 908	11, 086	16, 994	5, 511	9, 915	15, 426	35, 390	62, 814	98, 204	34, 537	64, 196	98, 733	853	△1, 382	△529
患	I	者	数	201. 0	415. 9		190.8	436.0		197. 1	415. 4		197. 2	422.7		190. 6	426. 4		183. 7	413. 1		193. 4	421.6		188. 7	430.8		4. 7	△9.2	
病	床	利月	平 平	80. 4%			76. 3%			78.9%			78. 9%			76. 2%			73. 5%			77.4%			75.5%			1. 9%		
診		あ <i>た</i>	数 - n	30	24		31	24		30	26		31	25		31	26		30	24		183	149		183	149		0	0	
患		数前					△10. 2	20. 1		6. 3	△20.6		0. 1	7.3		△6.6	3. 7		△6. 9	△13.3										

## 新旧対照表(公共施設等のあり方に関する第3次実施計画)

ページ	箇所	IΒ	新	修正事由	備考
1-11	複数	数字や記号など半角・全角及 び文字フォント混在	表示形式の統一	表示形式変更のみ …字体、半角数字に統 一	
260	④増改築等の状 況の実施年度	24	25	数値の誤り	
262	所在地	西町7番地8 <del>号</del>	忠隈523番地	表示の誤り	
268	休館日	42370	1月1日	表示の誤り	
318	敷地面積	2, 831m²	36, 693m²	数値の誤り	
326	需用費【b】	2,148	2,079	数値の誤り	
326	支出合計(単位・ 千円)	9,741	9,672	数値の誤り	
326	①小計 【a+b+c+d+e】	9,741	9,672	数値の誤り	
326	②小計 【b+c+d+e+f】	8,573	8,504	数値の誤り	
327	総支出/利用者数(円/人)	29,608円	29,398円	数値の誤り	
340	⑤備考	年間利用企業数については、3 月31日現在を記入。	②運営状況の「年間利用者数」 については、3月31日現在の入 居企業数を記入。	表示の誤り	
340	⑤備考	参考の人員体制については、 (株福岡ソフトウェアセンター専 務以下7名と常駐管理の1名の 合計数を記載。	③平成27年度収入・支出状況の「人員体制(人)」については、(㈱福岡ソフトウェアセンター専務以下7名と常駐管理1名の合計8名体制のうち指定管理料に含む常駐施設管理人の人数を記載。	表示の誤り	
340	⑤備考	参考のその他については、指 定管理料に含む各種委託料の 合計金額を記載。	③平成27年度収入・支出状況の「その他」については、指定管理料に含む各種委託料の合計金額を記載。	表示の誤り	
362	⑤備考		コミュニティセンター内にて運営 であるため、光熱費、燃料費に ついては、中央公民館と面積で 按分した分を記載。	修正もれ	
372	運営方式	一部民間委託	包括的民間委託	表示の誤り	
372	⑤備考	勝車投票券販売収入	勝車投票券発売収入	表示の誤り	